

別府地域の温泉史

立川 輝 信

目次

- 一、総説
- 二、古典に現はれた別府
- 三、編年別府温泉の沿革
- (1) 豊同小志所載
- (2) 堀氏著別府三百年史所載
- 四、別府温泉地域、旧藩時代の領主
- 五、別府温泉に湯治した各藩主
- 六、地域別個別温泉の変遷
- 七、浜脇地区温泉衰微の経過とその原因
- 八、明治末期の別府温泉
- 九、温泉行政
- 一〇、湯 株
- 一一、別府温泉地域の地質
- 一二、地域内温泉の分布
- 一三、温泉と神社
- 一四、温泉と仏教
- 一五、別府温泉穿堀の始め
- 一六、許可制度の別府入湯

- 一七、宿泊制度の変遷
- 一八、参考文献

一、総説

日本ほど温泉に恵まれた国は少くない。芭蕉翁のいわゆる「菊は手折らぬ湯の匂い」湯煙上る山の宿の溢るるばかりの湯槽に浸つて、近繼溪峰を眺める味は、またたとえ難く懐しいものである。

国際観光温泉文化都市別府は、地獄極楽雑居の温泉群で、温泉の湧出量は世界才二位、湧出口四千余一昼夜の湧出量四十万石、種類は世界薬済学公認温泉十一種類のうち、八種類を数える。⁽¹⁾その証査に、ベルツ博士の著日本鉱泉誌に「天下の景勝を一区に縮写せる中に、各種の温泉湧出するに至つては、実に世界稀有の地である」と激賞している。⁽²⁾

別府温泉群は、北は別府の北玄関口亀川から、南高崎山麓に至る速見ヶ浦に漣波打ちよする海岸線を底辺とし、西鶴見・由布山麓に向つて描く半円形の中に、別府・浜脇・観海寺

・堀田・亀川・柴石・鉄輪・明礬等の湯の湧くところ、これを別府八湯と呼び、由布岳の西南麓、いわゆる奥別府と呼ばれる由布院温泉群（湯の平・塚原両温泉を含む）をも併せて大別府温泉郷を形成する。

この地域内の温泉の起りは伝承によると、遠き神代の神話に溯る。明治十九年二月刊行、内務省衛生局編纂、日本鉱泉誌の衛生局長長与專齋の序文に次の如く書いてある。

上世大己貴神之以大分速見湯療少名彦神疾其事邈矣不可得而考降及舒明帝朝史載摂津有間及伊豫温湯宮事自時厥後温泉屢見於史蓋本邦多出鉱泉、凡民有、疾則浴焉云々」と。

爾来寒村に過ぎなかつた別府は年と共に漸次発展し、明治十一年の戸数七六六戸、明治三十九年に別府・浜脇が合併して一五〇六戸、大正十三年市制施行当時の戸数七四〇四戸、と記録されているが、この戸口増加を助けたものは明治四十四年七月十六日、日豊線別府駅（当時大分新線と称す）が開通したことである。現在戸数二万四千、人口一〇二、三三〇（三十年十月現在）

市内には別府・東別府・亀川の三駅があり、日豊線によって下車する浴客は、年間百万を下らない。阪神からは瀬戸内の波に白い糸をひいて関西汽船の豪華船は別府湾の岸壁に横づけになるし、日出・豊岡・亀川・別府・大分と結ぶ国道、別府―堀田―城島―由布院―小田ノ池（湯の平）を結ぶ九州

横断観光道路、別府―明礬―十文字―安心院をつなぐ新観光路にはいづれも大型バスが走つて多くの浴客を送迎している。⁽³⁾

別府温泉の特色に就いて石川成章氏は「温泉の種類の多い事や、紺屋地獄や海地獄、坊主地獄、血の池地獄の様な奇抜な温泉巡りの見物の他に、砂湯、蒸湯の如き特別なものがあり、木賃の制度、入湯の方法、其他一切の空氣が開放的、平民的、家族的で、元来一面識も無い越人も異客も、渾然融和せる一族の如く親睦して、何等の遠慮も心配も無く楽しく調適の湯の中に浸る事の出来る点にある。

實際別府では地の下を掘りさへすれば、何処からでも温泉が湧き出るのであるから、湯元だの引湯だのといふ事は無く市内数個所の共同湯の他、数十軒の旅館に悉く内湯があるのみならず、雨後の筍の様に近年建てられる別荘にも各個に内湯が供えられ、停車場や理髮所の洗面にまで温泉が用ひらるゝ有様で、別府の町は全然湯の上に浮んで居るのかと思はるゝばかりである。」と云つてゐる。⁽⁴⁾ こと少しく旧聞で、其後

格段の伸展を見た今日ではあるが蓋し適評であると思う。

由布院温泉地域は東西八キロ、南北三・三キロの盆地一円に亘る大温泉場で温泉孔五百有余孔を持ち、一昼夜の湧出量は二十万石で、所在不明の自然湧出の温泉孔を合すれば、その数を知らず、全国才四位と云う。泉量の豊富なことは水車

も温泉で廻ることもわかる。これまで由布院は湯治場としてよりも、むしろ安息地・避暑地・遊覧観光地としての觀念が強く、同温泉の効果に就いて論ずるものがなかつたが、近年別府九大温泉治療学研究所の調査研究の結果、温泉治療の点からも多大の効驗あることが確認された。⁽⁵⁾

湯の平温泉は久大線湯の平駅から西四軒、バス二十分、花合野川の清流を挟んで旅館・貸間が軒をならべ、古くより入浴と飲み湯で胃腸病に卓効があるので有名である。

註 (1) 昭和三十年度版市勢要覽、及昭和三十二年三月号、観光の大分県による。

(2) ベルツ博士の日本鉱泉論は明治十三年、中央衛生会より出版したもので、既刊の書との説述を異にし、日本各地の温泉の溫度、効能を記載せず、温泉に関する一般知識を論及したものである。

(3) 昭和三十二年三月一日県観光協会発行の「観光の大分県」三月号による。

(4) 大正十三年七月発行の雑誌「地球」の特輯温泉号所載

(5) 、由布院観光協会刊「由布院温泉」による。

二、古典に現われたる別府

(1) 伊予風土記

別府温泉が文献に現われた最初は伊豫風土記で、同書に

曰く、

湯郡 大穴持命 見_二梅恥_一而 宿奈比古那命欲_レ活而 大分速見湯 自_二下樋_一持度来 以_二宿奈比古奈命_一而漬浴者 暫聞有_レ活起居 然詠曰 眞暫寢哉 踐健跡処 今在_二湯中石上_一也 凡湯之貴奇 不_二神世時_一耳 於_二今世_一 染_二疹癩_一 二万生 為_二除_レ病存_レ身要藥_一也、云々⁽¹⁾

とあるので伊豫風土記が編纂された時代には既に大分の速見には温泉のあつたことを知ることが出来る。而して本文により伊豫の温泉発見より速見の温泉の方が先に発見されていたことも知れる。⁽²⁾

因みに伊豆国風土記の温泉に

准后親房記 引_二伊豆国風土記_一曰 稽_二温泉_一 玄古 天 係未_レ降也 大己貴与_二少彦名_一 我秋津洲憫_二民天折_一 始 制_二禁薬温泉之術_一 伊津神湯又其数而箱根之元湯是也 云々

とあるので我国温泉の発見は遠く神代の「大己貴・少彦名」の時代だと神話では伝承されていたものと云える。⁽³⁾

平田篤胤の古史伝にも伊豫温泉が大分速見の湯が引湯されたと記されてある。

註 (1) 風土記は、元明天皇の和銅六年に諸国より報告せしめた地誌で、その国の産物、地味の良否から、地名の起原、古老の

伝来等が収録されてあるが、今日現存しているものは出雲國

土記外四つぐらいで他は逸文である。伊豫風土記は勿論逸文である。

(2) 道後温泉を指す。

(3) この故に温泉の神としてこの二神を祭るのが普通である。

(2) 上記 (ウエツブミ)

偽書とも称されているが郷土史「上記鈔訳」(巻之一)には、

大臣大汝命オホニサヲノミコト疫病あり、大臣少名彦命、大分の速見の温泉を汲て浴せしむ、則治すなはちたり。大汝命、速見に至り、ホノリの岳(註曰。速見那鶴見岳と云噴火山あり。ホノリとは火登の意なるべし云々)に登りて検査し、伊豆の神湯を発見してこれを開く。

とある。因みに今、道後温泉に湯神社があり祭神は大己貴命・少彦名命の二神となつてゐる。

また井沢長秀の俗説辨諸国温泉地名中に豊後国赤湯・同玖倍理湯は、伊豫国風土記に速見湯とあるは是なるべしとある

(3) 豊後風土記

別府日名子氏家譜に拠れば、武烈天皇七年、乙酉、在三国前郡二薨、依二叔父砥、並仙人二伝二仙方一、於二豊州処々一創二温泉一。とある。

豊後風土記速見郡下に、赤湯泉と玖倍理湯井に就いて書いてあることが、別府温泉が郷土史に現われた最初であろう。⁽³⁾

当時は現在の別府地域ではこの両温泉が最も顯著であつたものと思われる。即ち、

赤湯泉(在二郡西北一) 此湯泉之穴在二郡西竈門山一。其周

十五許丈。湯色赤而有泥土。用足塗屋柱。泥流出外變

為三清水二指レ東下流。因曰三赤湯泉一

玖倍理湯井(在二郡西一) 此湯井在二郡西河直山東岸一。口

徑丈餘。湯色黒泥土常不レ流。人竊到二井辺一發レ声大言、驚

鳴涌騰二丈許。其氣熾熱不レ可二向呢一。縁辺草木悉皆枯萎

因三慍温井一。俗語曰三玖倍理湯井一。

(4) 太宰管内誌

太宰管内誌には諸文献を引用してあるので、以下別府地域内の温泉関係事項を摘記すると次の通りである。

鶴見山

三代実録(5)卷之十四鶴見山の項中

山頂有三池一、一池泥水色青一池黒、一池赤、去正月廿日

地震動、其声如雷、俄而見レ如三硫黄一、遍三滿一国内一、磬

石飛乱、上下无数、石大者方丈、小者如老、昼黒雲蒸、夜

炎火熾、沙泥雪散、積三於数里一、池中元出三温泉一、泉水沸

騰自成三河流一、山脚道路、往還不レ通、温泉之水、入三於

衆流一、魚群死者千万数、其震動之声、經三歴三日、云々
鶴見山の爆發は鶴見山は勿論、附近一帯の地殻に變動を来
たし別府地域泉源に變動を生じたものと考えられる。「豊国
紀行」中に「鶴見山是も高山なり、赤岩と云山ノ上に熱湯わ
き出る処あり」とある。

由布山。風土記には柚富峰、又木綿山とし三才図会には、
湯の嶽とある。即ち、

「和漢三才図会云、湯の嶽、府中の西に在、温泉あり、俗
由布岳と云ふ、毎に流出するもの皆湯なり。」と。

豊国紀行には、「鶴見山ノ西に湯ノ岳あり、是由布山なり
俗に筑紫富士と云、極て高キ山なり。此山の麓に由布院と云
処あり、温泉処々にいづ。」などある。

竈門荘

石垣荘に接し竈門⁽⁶⁾があつて大神郷に続き、今も内竈門・
竈戸山等の地名があり亀川地域もこの内に在るので、竈戸の
地名は温泉に関連した荘園時代の命名ではあるまいか。

太宰管内誌、⁽⁷⁾竈門山の項には次の如く記してある。

(風土記)に、速見郡云々郡ノ西北竈門山とあり、竈門は
加万度と訓ムべし。名ノ義は、(龜山隨筆)⁽⁸⁾に、速見郡ノ
竈門山は赤湯山に隣りて、共に温泉ある処なれば、山烟常
に絶ることなし、故に竈門とは負せたりと聞ゆとあり。さ
て(風土記解)に、「竈門山今ハ屬ニ竈門荘門竈門邑、蓋

及ニ後世、割レ郷置^レ莊^レ、始山与^レ湯、異^レ其所^レ屬耳。」(神洞
隨筆)に、速見郡竈戸山は、高山にあらず、竈門村のある
処にして、鶴見山よりは一里半許北西にありて山の尾つゞ
きなれども、鶴見山に對へては麓と云べし、鶴見村の人家
ある処よりは、一里西にあり、竈門山より下ノ方は次々に
村あり、又竈門ノ本村より南、谷のむかひに湯の出る処あ
りて、そこにもすこし人家ありなどあり。常足按ずるに、
「風土記」の比には、広くさして竈門山と云るを、漸後に
さす処もせまくなりて、温泉ノ穴と山と、郷を異にするや
「解」の説、今すこし委くてあらまほしきわざなり。」と。

長湯駅

延喜式に豊後国長湯の駅がある。長湯は那我由と訓む。名
の義は、「温泉ある処に負せたるべし。」と管内誌には出て
いる。ところでこの長湯駅を直入郡の長湯と別府とする両
説があり、別府はまた今の永石、或は竈門荘古市邑(風土
記解)又は石垣荘の内(森氏)等の説がある。

朝見郷

龜山隨筆には「速見郡朝見は、アタミと唱ふるかた、もし
古言ならば伊豆国熱海の類にて、熱水の意なるべし。元よ
り温泉なども多き処なり。」とあり、此考もさることなり
と管内誌には書いてある。

塵添牆囊抄才十卷

豊後国速見郡に温泉あまたあり、其中一所に四湯あり、一を珠灘ノ湯と云、一を等峙湯と云、一を宝賦湯と云、其湯釜の東西に自然の水ある室あり、

珠灘ノ湯

「亀山随筆」には珠灘湯は、正しく今ノ別府沙ノ湯なり、其外の湯ノ名ども定かに知りたけれど、一処四とあればなほ此辺の事と聞ゆ。浜脇ノ町の海辺によりて、沙地の松原よきほどあり。さて沙ノ湯と云は、其沙地の半にもやと思ふ処にあり。此辺凡て地中熱して、すこし沙地をほれば下はいづくも湯と聞ゆ、されば湯あむる人、人にて沙を掘り除け、穴のやうにして、中に身をはめて、又沙を掻寄て體を湯氣に蒸す事なり。身ノ内の痛處など、いとよく癒る由なりとあり。

又同隨筆に、別府、浜脇の辺、古は海辺にあらずして、今の如くになれるは、慶長の災より後の事なれば、沙ノ湯など云名はむげに近キ代よりの事かともおもはるれど、此辺すべて沙地なれば、慶長の災より前にもさる處ありて、沙ノ湯と云けむを、處はかはりて其名は今に伝はれるなるべし。又海中より湯の出る處も、世にはあるべけれど、知らねば名なし。云々

等峙湯

豊後国速見郡等峙湯あり、等峙は、登志などよむにや、詳

ならず、是も一処四湯の内なれば、彼珠灘ノ湯の辺にありしが、慶長の災などになくなりたるなるべし。

また等峙は刀自とよみて、彼由布山の幡氏の石室のあたりにありしが後に山ノ崩れて、四湯みななくなりしならむかともおもへりしかと四湯はなほ別府の辺なるべし。

宝賦湯

豊後国速見郡宝賦湯あり、宝賦は保知などよむべきか、いかにとも心得かたけれど、上にも云る如く、處は必別府の辺にて、今は海底となれるなるべし。

由奴鳥刺

圖書編に豊後州由奴鳥刺あり、由奴鳥刺は、俞乃宇羅とよむべし、是は海辺に湯ノ有ル處をさして云名と聞ゆれば、別府の辺にさる地名もありつるが、慶長の災になくなりやしけむ。(太宰管内誌)

鶴見神社

図田帳に鶴見神社御神領十五町餘など見えたり。直江氏云火災・火女神社往古度々々の災に懸て今は神社も山麓に造れり、昔遊行上人回國の時此辺に温泉有ルに依て熊野三所権現を祭る。夫より熊野ノ社と称へ來たれり。さるを天正の比、大友氏の為に焼れて(旧記)等悉く亡ぶ。

註 (1) 上記は大友能直の時代に神代文字よつて編集されたものと云はれている。大分県立図書館に神代文字本がある。上記抄

誤はこの神代文字本を吉良義風氏が明治初年に抄訳して刊行した。

(2) 本朝に伝来する種々の俗説を弁説したもので、全巻四十五巻。著者井沢長秀は、肥後国熊本の人で同藩に仕え、和漢の学に通じ、多くの著書がある。

(3) 鶴谷佐藤蔵太郎氏に曰く、日子泊瀬部は、泊瀬部彦と称し国前臣、葛名手八世の孫で日名子氏の元祖であると。(豊後史蹟考)

(4) 豊後風土記の編纂は和銅六年と云はれている。

(5) 清和、陽成、光孝御三代間の実録で天安二年戊寅(一五三八)八月より、仁和三年丁未(一五四七)八月に至る凡三十五年間の事が記載されたもので、藤原時平、菅原道真、大蔵善行、三統理平等によつて編纂されたものである。

(6) 石垣竈門の二荘は、共に古昔は騎見郷管内に属したものである。

(7) 筑前同軌手郎古門村の祠祝伊藤常足が天保九年、大宰府管内の地誌を書いたものである。

(8) 日田の森仁里の著

別府湯記

夫別府者面海背山、而居民百餘戸、山側事耕、海渚業漁釣、原湿漠々、水波瀾々、北接鉄輪南界府中、俱是速見郡也、有陸道有海路、有冷泉有熱湯、屋下庭際多設湯池、四方抱痾者来浴十四五、除其所患、餘汰流出江浜与海潮通、最称治筋骨痛

矣、無貴無賤往来絡繹、古老告予曰、此谷也昔日海水湧出、陸居亦爾、波疑遼高崎之山、水怪醜鵠見之嶽、須叟而大地震動、人家数百強一時没溺矣、所謂滄海變桑田乎、且惟水闢乎、天地陰陽不可測夫亦如此、考時于昔、慶長改元經年于今殆九十餘歲也、今茲元禄壬申夏四月、与三尾氏宗陰居士、同此行、居士屢遊風雅場、好書籍能和歌、浴場外無事介于懷抱、旅邸澗寂、互弄文筆消永日矣、出寺半月程猶如一日、居士求書此地風致、故述其梗概、為別府湯記矣

前住正法山翁鉄帝書呈

崇福明王

本文は元禄五年壬申、別府に遊んだ臼杵多福寺の高僧鉄帝が別府崇福寺主に呈したものであるが、慶長元年の大震災後僅々九十餘年を過ぎた当時の別府を知ることが出来る。

(6) 豊国紀行

元禄七年(一六九四)筑前の儒者貝原篤信(益軒)は豊前・豊後両国を遊歴して、豊国紀行を書いたが、その別府の条に、

別府は石垣村の南にある町にて、民家五百軒ばかり、民家の宅中に温泉十所あり、何れもきよし、庄やの宅中にあるはことにいさぎよし。凡この地の温泉は他郡にまさりてきよく和らかなり。家々に多きゆえ其館にやどれる客の外に浴する者なし、故に浴数も時刻も客の心に任せて自由なり

他の温泉のかまびすしきさはがしきに似ず。傍らに掛樋の水ありて温熱心に任せて増減しやすし。薬師堂のあたりにある温泉の傍に熱湯あり、その上に乾浴する風呂あり、是またきよし。町なかばに川あり東へ流る。此川に温泉湧出その下流に朝夕、里の男女浴す。又海中にも温泉いづ。潮干ぬれば浴するもの多し。塩湯なれば殊によく病を活すという。

とある。二百数十年前の別府温泉の様相が彷彿として見ることが出来る。

(7) 三千風の記行 (別府温泉誌所載)

伊勢国飯南郡射和村の人で、徳川時代中葉の俳諧師、東往居士三千風が諸国修業の時、別府に来て長途の疲れを温泉に医し、喜んで物した遺墨が日名子家に蔵してある。元禄十一年(一六九八)の九月に府内に来ているから、別府はその前後であらう。

豊後国弦月農嵩、猶も高崎嶺、陰陽両子の麓なる、別府てふ閭居に、盈々たる熱湯の流あり、されば温泉煖然として常に春の季にかふ。猶冷陰の凄然として陰中の陽、自然とほころび、人倫の湯気同温和もとむるゆへに、頑塊あたりくだけ、百病をして清神にかへらしむ、此烟のみてくらは三津はの御霊いへり、是は心火の本主伽倻羅炎の本居なる故なり、野衲長途のつかれをはらずに本朝無二の泉味なる

を賀して、

月にたに身にいたつきのあれはかは、御湯の流れに影ひたすらん

湯煙に色つや置ける紅葉可南

日本修行寓堂 三千風

(8) 古松軒の西遊記

備中の古川古松軒が、天明三年ものした西遊雜記中別府に關しては、

頭成に行く(中略)宇佐よりは迄の道筋山分にて甚だこまりし事なりき。是より道はひら地ながら、西のかたは大山ならび、所々に温泉有りて、田の中溝の中にも、湯の涌所ありて、湯気の立つ地多し。

湯の嶽、鶴見が嶽と称する山は、当国才一の高山にて鶴見が嶽は天氣不勝節は、燃えて煙たつなり。麓にかななわ村といふあり。此所に地獄と称せる所数多にて、紺屋の地獄といふは、湯わく所藍色なり。油やの地獄、酒屋の地獄といふは、さまゝの、地獄と名づけし池有りて、血の地獄といふは、湯のいろ赤し。中にも池の地獄と称せるは、広々とせし池のうち、鼎にて湯をわかす如く、湯の涌事二尺も三尺も立あがる事にて、見物のものあやまりて手足にそゝげば、忽やけどし疵く事なり。土人此池に菜葉をうでゝ食事とせるなり。名づけやうも有べきに、池の地獄とはお

かしき名にて、何の罪ありて池は地獄に落し事と、土人に尋しかば、無心の池さえ地獄に落る事なれば、人間は落るはづなりとて、大笑せし事なり。すべて硫黄池にて、臭気鼻を穿事なりし。

別府といふ町に出る。なが／＼しき在町にて家毎に湯有り此温泉は熱からず、ぬるからず、痔、腫物に功有りとして、入湯の者も来る所なり。云々

(9) 和漢三才図会

寺島良安、正徳二年の著「和漢三才図会」中別府に關しては次の如く記されてある。

先づ温泉の項、海泉の部に

別府村へ、^豊後硫黄洋之海辺也、有温泉二潮盈^ガ時^ヘ湯為^ニ海、中^ト。

と。又他の箇所にて

別府 每^レ家有^ニ温泉^一、西^ニ有^ニ湯^ノ獄^一。

湯獄 在^ニ府中^一、西^一、有^ニ温泉^一 ^{俗云由布山}而每流出皆湯也。と

同 地 獄 の 項

^{速見郡}豊後野田村 有^ニ名^ニ赤江地獄^一者^ハ、方十余丈正、正^ニ赤湯^一、如^レ血流^ヲ至^ニ谷川^一、未^ニ冷^ニ定^ニ地^ニ有^ニ魚^ノ常^ニ躍^リ遊^ブ、亦一異也

(4) 遊湯泉記 (蘭室集略卷之十收録)

乙卯春二月二十有六日。將^レ觀^ニ湯泉^一。道^ニ高平山^一、天陰風收、海色澹然、微瀾不起、丘山堤渾者、倒影可^レ辨。由^ニ小徑^一而下、曲折幽邃、如^レ陷^ニ坑^一中、既達^ニ千^一塗、田畝相屬、麥華未^レ吐、行數百步、得^ニ湯泉^一、曰^ニ貫見^一、蓋溫水方言^ニ輒訛^一也。分為^ニ三泓^一、一方六七尺、深二尺許、一差小、並屋^レ之、色青蒼、小帶^ニ硫氣^一、凡數里間諸湯、臭色率相類似、餘流入^ニ渠^一猶煖、而小魚游、微草華、沢中寒泉、冽潔可^レ鑒、白砂輕動、泡珠如^レ貫、咫尺間寒溫具呈、造物之巧、可^レ謂^ニ少^一矣、又行數百步、出^ニ古市村^一、其西南為^ニ竈門^一、為^ニ野田^一、為^ニ龜川^一、中間淤田、平衍萬畝、亘^ニ席草^一、我聞曩昔海潮達^ニ竈門山下^一、今海浜之防、曰^ニ三八町堤^一、跡^ニ山足^一凡五六百步、蓋桑滄之變、無^ニ足^レ恠者^一、麓有^ニ溫泉四^一、其一施^ニ石幹^一、徑二尺許、為^ニ八幡宮鑿水^一、禁^ニ盥浴^一、餘概方六七尺露泉也、山上有^ニ祠頗古^一、(中略) 下^ニ山行^一至^ニ湯泉^一、隣近土石皆赭、蒸氣雲興、熱渦輪旋、獸肉采麻、栽灌輒熟、湯色淡青、沢深無^レ底。投^ニ石若大喚^一、則怒煙鬱發、目不^レ見^ニ山^一、繩而度^ニ之^一、延袤凡五十餘丈、風土記曰、赤湯泉、周廻十五許丈、湯色亦、而有^ニ泥土^一、予十年前來見、猶如^ニ渥丹^一、所^ニ以^一有^ニ血盆地獄之号^一也、而潤亦不^レ如^ニ今^一、天明之季、南畔激沸、田陷山裂、盪擊雷鳴、淤泥騰躍、本色盡變、(中略) 唯川首處、稍遺^ニ血痕^一、其委則否、水亦冷、上山頂、徑纔容^レ

足、左通渠、右則壁立十仞、俯見白煙、勢甚危殆、意崩墜未止也、度一溪、湯泉三穴、一出田隴紫石中、清而熱注川即鮮、二出三路傍、下者可浴、土俗伝、景行帝西征日浴之、猶呼天皇湯、有巨石、鑿之見木葉、文理宛然或日浸木枝於此、二三歲能化為石、果然否、又雨不可進、回步入長泉寺、團欒喫搏飯、烹茗吟詩、寺上山、於三姫山、有古墳、或曰宮人也、夜間或髣髴聞管絃、或曰源為朝受姫也、其美不可識、(後略)

(四) 菌海漁談

鶴見山は海岸を距ること一里ばかり、高峻油布に比して讓る所あり。火脈の発動は更に甚し。其山上に池あり、沸熱殊に盛にして、煙氣の騰起すること白雲の如し。昔時も地変によりて人死し家流れし事あり。(中略)

山下には温泉所在に出るなり。中にも南鉄輪村には、鬱蒸の氣を蔵め包み、材を構へ草土を覆ひて窟の如くし、藁を布き石を枕とし、疾痛ある者偃臥して此氣に蒸すに、甚快く驗を得こと多しとなり。此里には地獄と称する沸熱の泉甚多く或は人家の壁柱の根などにも煙を出す所あり。菜蔬を煮、麻芋を蒸などの用に供して便利なり。偶來り觀る者は殊に驚怖する事にて、地獄原と云は道路狭くして、左右に方五六尺一二丈の熱泉數十、各泥を躍し、湯を起し、脚下に響て煙氣臭惡なること鼻を穿つが如し。附近の地往々湯池あり。海地獄

紺屋地獄、鬼山地獄、円内坊など称するもの甚衆し。血の地獄と称するは赤の湯と呼で、豊後風土記に載たる赤湯泉なり二十餘年前までは赤色なりしが、變じて淡青色となれり。又野田村に天王の湯と称する者あり、景行帝西巡の日浴したまひしとか云ひ伝ふ。温泉二つあるが過熱なり。海浜に出て、亀川と云には冷水なくして人家に用るもの皆湯なり。流るゝ湯に小魚生じ、水草華く、奇と謂べし。古市と云には潮退たる時汀沙より烟立つ。こゝを鑿ば温泉湧出、人々自ら沙を左右に推て石葛を敷き、石を枕にして臥すに、其身を蔵すほどに温泉湛ふ。熱すればしばらく避て、又浴するに煖適なり。冷なれば浴しながら沙を探れば、底より熱氣加りて意の如く煖適なり。久く浴して厭ふ時は、所を移して又鑿ち、新湯を開く。

西面すれば鶴見山以下其他の岡巒、遠くは数里の外の山野みな目中に在り、東顧すれば海洋涯なく、巨船輕舟みな呼べし。南北行路を通じて、邑里交錯す。漁釣樵蘇狀、過客征馬の態みな臥して悉するを得。日を避け雨を禦ぐの用、唯一傘を手にして足る。天下の至約にして大觀を成し、至清にして奇樂を取る。いづれの物がこれに加ふべき。潮來れば温泉隱没処所を失す。潮退けば渺々平汀初に復し、浴者意に随て新泉を発す。此地稍人家を離れ、酒店なく茶房なし。もし瓢酒を携て沙中に置けば、温にして熱せず。僻地なるを以て、衆

群の喧きを見ず。温泉中の佳境とすべし。

(11) 臼杵小鑑

鶴峰戊申は其著「臼杵小鑑拾遺」中に次の如く挙げてある
 湯水の湯

釈ノ日本紀ニ伊豫ノ国ノ風土記を引て云、湯ノ郡ノ大穴持命
 見ニ海恥一。宿奈比古那命欲レ活。而大分速見、湯自ニ下樋持
 来。以ニ宿奈比古那命ニ令ニ浴漬ノ者。斬ノ間有ニ活起居一。然詠
 曰^{マシマシトドグセトアクミタワト}、真斬^{マシマシトドグセトアクミタワト}寝^{マシマシトドグセトアクミタワト}踐^{マシマシトドグセトアクミタワト}建跡^{マシマシトドグセトアクミタワト}。今在ニ湯ノ中ノ石上ニ也。凡^{マシマシトドグセトアクミタワト}湯ノ貴^{マシマシトドグセトアクミタワト}
 寄^{マシマシトドグセトアクミタワト}。不^{マシマシトドグセトアクミタワト}神世ノ時耳。於ニ今ノ世ニ染^{マシマシトドグセトアクミタワト}疹^{マシマシトドグセトアクミタワト}痼^{マシマシトドグセトアクミタワト}一。万生為ニ除^{マシマシトドグセトアクミタワト}
 病存^{マシマシトドグセトアクミタワト}身要^{マシマシトドグセトアクミタワト}一也。此事を唐にも聞伝へけるにや、平撰錄

に日本の事をしるせる中に、其俗信^{マシマシトドグセトアクミタワト}巫^{マシマシトドグセトアクミタワト}。無^{マシマシトドグセトアクミタワト}医藥^{マシマシトドグセトアクミタワト}。病者
 裸而就^{マシマシトドグセトアクミタワト}水浜^{マシマシトドグセトアクミタワト}一。約^{マシマシトドグセトアクミタワト}水淋^{マシマシトドグセトアクミタワト}沐^{マシマシトドグセトアクミタワト}之^{マシマシトドグセトアクミタワト}。面^{マシマシトドグセトアクミタワト}四方呼^{マシマシトドグセトアクミタワト}其神^{マシマシトドグセトアクミタワト}一。誠禱即
 愈と見えたり。今伊豫ノ国温泉、郡道後ニ湯ノ宮あり。即ち祭
 神大己貴ノ命少彦名ノ命ニ神也⁽²⁾。俗説辨に諸国温泉ノ地名を

あげたる中に、豊後国赤湯、同玖倍理、伊豪風土記速見湯
 とあるは是なるべしと見えたり。箋⁽³⁾秋風土記ニ云、赤湯今
 属⁽³⁾石垣莊野田邑一、其濶十餘丈。純亦如⁽³⁾朱。下足使爛。
 能熟⁽³⁾生物⁽³⁾。時見⁽³⁾赤魚ノ游泳⁽³⁾。然此ノ湯近歲大衰。無⁽³⁾日
 之觀⁽³⁾。其傍有⁽³⁾寺。曰⁽³⁾赤湯山長泉寺⁽³⁾。玖倍理湯ノ井。
 今属⁽³⁾石垣莊鉄輪村⁽³⁾。其山多生硫黄⁽³⁾。土脈甚熱⁽³⁾。処々
 有⁽³⁾温湯⁽³⁾一。所謂湯井小池也。濶二丈餘。深丈餘。旁有⁽³⁾小

洞⁽³⁾。温泉出⁽³⁾焉。盈涸自有⁽³⁾定候⁽³⁾。将⁽³⁾盈則霹靂鳴動。熱
 湯奮⁽³⁾發。炎氣特甚。土俗呼⁽³⁾曰⁽³⁾鬼山地獄⁽³⁾。また臥遊漫沙と
 いへるものにも、鉄輪邨鬼山地獄、別府湯などを載たり。

(12) 別府泉誌(岡鹿門著)

仙台の儒者岡鹿門翁が明治二十七年別府に遊んだ際書いた
 泉志には次の如く書いてある。

蓋⁽³⁾別府不下⁽³⁾特⁽³⁾以⁽³⁾温泉⁽³⁾致⁽³⁾中ノ繁盛⁽³⁾上⁽³⁾。山海富⁽³⁾ニ景勝⁽³⁾ニ東
 面⁽³⁾ニ瀾海⁽³⁾ニ。故⁽³⁾ニ夏不⁽³⁾ニ太⁽³⁾熱⁽³⁾ニ。北背⁽³⁾ニ峯巒⁽³⁾ニ。故冬⁽³⁾不⁽³⁾甚⁽³⁾寒⁽³⁾ニ
 能⁽³⁾使⁽³⁾下病者⁽³⁾ヲ癒⁽³⁾シ痼疾⁽³⁾ヲ游者⁽³⁾ヲ散⁽³⁾中ノ悃鬱⁽³⁾上⁽³⁾矣⁽³⁾。

当時の別府の消息を能く盡して居ると思う。

なお同書は海地獄に就ては、
 鉄輪村在ニ実相寺山北⁽³⁾一里近。所在噴⁽³⁾ニ出熱泉⁽³⁾ニ。称⁽³⁾曰⁽³⁾三地
 獄⁽³⁾。熱度猛烈⁽³⁾。取⁽³⁾三千仏家焦熱地獄⁽³⁾ニ也。入⁽³⁾レ村硫氣衝⁽³⁾
 二鼻⁽³⁾。浴場三処。立方作⁽³⁾ニ石室⁽³⁾。密⁽³⁾閉⁽³⁾蒸氣⁽³⁾。就⁽³⁾室乾浴
 村背田墮⁽³⁾。処々噴⁽³⁾ニ出熱泉⁽³⁾。蒸氣騰⁽³⁾上⁽³⁾為⁽³⁾ニ雲霧⁽³⁾之状⁽³⁾。就
 而視⁽³⁾之。呀然為⁽³⁾レ驚⁽³⁾。時⁽³⁾聞⁽³⁾ニ沸騰⁽³⁾段響⁽³⁾ニ。一池泥淖灰色
 沸熱噴⁽³⁾起。為⁽³⁾伏渦状⁽³⁾。一池曰⁽³⁾ニ海地獄⁽³⁾。湯水透明青色。熱
 度猛烈⁽³⁾。投⁽³⁾ニハ生物⁽³⁾須臾糜爛⁽³⁾。豊国紀行載。妬婦憤患
 投⁽³⁾身。全身沸爛。唯存⁽³⁾二骨角⁽³⁾。或此池更往五六町。一日池ニ
 中⁽³⁾。瞬間糜爛。唯存⁽³⁾二骨角⁽³⁾。或此池更往五六町。一日池ニ
 坊主地獄⁽³⁾。池互三四間。沸熱騰⁽³⁾ニ上⁽³⁾。泥土⁽³⁾ニ二三丈。此

風土記所レ謂、人至ニリ池側ニ發ニハ大声一、則熱湯騰起丈許。其氣熾熱不レ可レ触是也。

と書いてある。

三、編年別府温泉の沿革

1. 豊国小誌所載

才十二代 温泉の世に顕はれたるは景行天皇の御宇、豊国直

菟名手の頃よりしたるならん歟、旧記ヲ按ずるに

才廿五代 武烈天皇の御宇、豊国直菟名手の裔孫、日子泊瀬辺といふ者、砥並仙人より秘訣を得て、豊州処々に温泉を創むとある。是其病を活するに効能あることを、広く庶民に知らしめたる時なるべし。

日子泊瀬辺は泊瀬部彦と称し、国前臣菟名手八世の孫にして、別府口名子氏の元祖なり。日名子家譜に拠れば、武烈天皇七年乙酉在二同前郡二薨、依ニ叔父砥並仙人一伝ニ仙方ニ於豊州処々創ニ温泉とあり。

才三十代 敏達天皇の御宇、橘豊日皇子来りて此温泉に浴し給ふ。(本朝皇胤紹運錄 大分県編大分県勢要覽所載)

才四十五代 聖武天皇の御宇、天平三年日子三依、別府に於て温泉を開き、仁聞菩薩に請ふて薬師如来を安置し、温泉の鎮守とす。

才四十八代 称徳天皇の御宇、天平神護二年大神大臣田磨、

豊後国司となり、温泉を修理して国民を撫育す。続日本紀二十卷に云、天平神護二年十月甲申授ニ無位大神朝臣田磨外従五位下、為豊後員外椽ニと其子孫相継ぎ、世々速見郡領と為り遂に大神を以て其地に名づくこと云ふ。

才五十代 桓武天皇の御宇、延暦十四年、釈善珠遊化して豊後に入り、速見に來りて里俗を教化す。時に温泉歲月久ふして興廢極りなく、湯槽半朽腐して、今は幾んど廢滅に瀕するを洪敷し、土史等に議りて修補を加へ、医王薬師如来の祠堂を建設し、以て守護神とす。爾來効驗大に著はるといふ。

才六十一代 朱雀天皇の御宇、天慶六年、比叡山の僧淨藏貴所、遊化して豊後に來り、薬師堂を再興して赤野山の麓に立つ。

才六十九代 後朱雀天皇の御宇、寛徳元年春三月親仁親王此温泉に入浴し給ひ秋に至つて御帰洛あらせらる。(大分県編大分県勢要覽所載)

才七十六代 近衛天皇の御宇、久寿二年七月洪水の為め温泉潰ゆ。時に鎮西八郎為朝、臣下に命じて之を修補せしむ。

才八十二代 後鳥羽天皇の御宇、建久三年仁田四郎忠常ハ梶原源太景季、頼朝の命を受けて卷狩の故実を阿蘇大官司に問はん為め西下の途次此温泉に浴し数日滞留す。(大分県編大分県勢要覽所載)

建久七年大友能直、始て豊後豊前の守護職となり、大に神祠仏刹の衰廢を興し、又温泉を修理せしむ。

才八十九代 龜山天皇の御宇、文永九年、大友頼泰三代此温泉に浴し、日名子太郎左衛門尉清之をして温泉奉行とす。

才九十七代 後村上天皇の御宇、正平二十年大友親世九代に薬師堂を興し、温泉を修補せしむ。

才百十三代 靈元天皇の御宇、延宝年中、別府の里人荒金某海浜の砂石を穿ちて、少彦名の祠並に薬師の石像を掘出し之を某地の泉場に安置す。

才百廿一代 明治天皇の御宇、明治戊申の年浜脇村の住人某高橋某等数人、力を費せて其地温泉場の温槽及び構造を改造す。されど此時尚ほ未だ淳、人朴にして専ら質素を旨とし、各所浴場の如きも、概ね竹瓦、松柱、僅かに風雨を覆ふに過ぎざりしもの多かりしなり。

備考 (1) 本表は明治四十年十月発行の六分県編豊國小志所載、以

後別府町史、別府温泉誌大分県勢要覽(大正九年十一月一日刊)、最新大別府温泉案内(大正十年三月十五日縮万梅歌編刊行)、別府市誌等転載しあり。

(2) 出典明にならず、日名子系譜に據るものかとも思はれるが参考として採録した。

(3) 序に堀博忠氏著「別府温泉三百年史上代より源平合戦まで」中より重覆のを省きて関係事項を摘記採録すれば左の通りである。

2. 堀氏の別府温泉三百年史

(一) 別府温泉玉依理媛の御領地となる。神武天皇御東征の途次浜脇御入船、御入浴あそばされたと伝承される地は、薬師町にありたる。薬師明神社の跡と云はれている。

景行天皇九州御親征の御速見郡に住する、しらくも、あをくも、と称する賊將を誅し給ひ、聖戦のひとつを別府速見の湯に過ごされ、邑のをさ、速津媛もてなしをうけられた。

(二) 別府温泉、豊後八湯の名付親来る。

仁賢天皇二年(紀元一一四九年)豊後国崎郡の住人である薬療に長じたる砥波仙、鹿仙女の兄弟は、豊後国内の諸所にある温泉地を開発したが、特に速見ヶ浦の、おびただし温泉に驚喜し、それぞれの名称をつけて名付親となる。

即ち

くべり湯、由布ノ湯、湯ノ平湯、立石ノ湯、浜脇ノ湯、別府ノ湯、龜川ノ湯等がそれである。

これがため彼ら兄弟は別府温泉の開発者と云われるに至つたのである。

武烈天皇の御代(紀元一一五九年)鹿仙女の子である、当時の医師とも云うべき、泊瀬部彦が来たりて、新たな温泉に名称をつけた。即ち

朝見にとうじ湯。立石に たかつや湯。鉄輪に かなへ

湯。別府海岸にすな湯。等であるが、これらの温泉にそれぞれ病氣治療の効力を明かにし、別府温泉才二の名付親となつた。

(三) 別府温泉が豊後国常備兵の所在地となる。

推古天皇の御代、別府温泉立石は、豊後随一の要害地として、国造、常備軍岳の駐屯地となる。以後、副国司たる兵帥、豊後権介の所在地となり、それがため別府温泉、殷賑の端緒となつた。

(四) 聖武聖代高僧の来別

聖武天皇 神龜元年（紀元一三八六）説法の巧で有名な行基菩薩は豊後に巡遊、別府に訪づれ、海岸の砂湯、朝見のとうち湯に入浴す。とくに菩薩はとうち湯に興味を持たれ長逗留せしが、その温泉の傍に一寺を建立、寺号を等峙山温泉寺、朝見院と云ふ。

同神龜四年 仏法教化で、つとに名声高き、行基菩薩は再度別府温泉に留錫したが、その宿所は、百四十四年前、敏達天皇の召致により、我が国へ来朝せる、百済国の國務大臣たる該博の名僧、沙門日羅がその折、別府温泉に来て久しく湯治した、その居所のあとの仏舎堂に、行基菩薩はとどまつた。日羅の創草せし堂宇とは、百済の豊國法師の建立せる、別府田ノ口、浄土院の北方にあたる、別府温泉野口であつた。しかして行基は日羅菩薩、所造の地藏菩

薩を安置、日昭山宝珠寺と称せしめ、後年の蔭涼山万松寺の濫触となる。

聖武天皇 天平二年（一三九一年）字佐八幡大宮司、大神田麻磨が豊後国主に任命された時、別府温泉を増築、その施設のため遠国より湯治者が増加す。

孝謙天皇 天平勝宝元年 華嚴菩薩が別府温泉、立石観音寺に宿泊中、靈顯により、悪病退治の神たる、武璽槌尊を祀るべく天神社を建立、その傍に一梵刹、西応寺を創建しこれを併立す。

(五) 鶴見嶽の噴火により人畜の被害甚大

称徳天皇 天平神護元年（紀元一四二五年）別府温泉、鶴見嶽が噴火す、火炎天を押し燃し、石が二里四方へ降り落ち、一ヶ月後の八月に至つても未だ石灰の噴出は続きたり。其の間人畜に相当の被害があつたといはれる。

(六) 別府温泉の立石、朝見、柳の山崩れ。

光仁天皇 宝龜二年五月廿三日（紀元一四三一年）連日の降雨のため、別府温泉立石は遂に山崩れを生じ、住民四十三名圧死、家屋三十三戸潰さる。あまつさへ土砂により谷川をふさがれたため、求勢は逆奔、田畠を洗ひ流し、住民三十七名行衛不明となる。なほ同日、朝見と柳にも山崩れがあり、死者十八名、馬六匹斃さる。時の豊後国司、佐伯宿弥は、被害者の救済に盡力す。

(七) 国司の来浴と官費巡廻湯治制の創始

桓武天皇 延暦七年三月（紀元一四四八年）豊後国司、紀千世は郡司、郷司に従え、国内の勅願神社を巡拝、宇佐八幡社をへ、別府温泉に來りたるが、鉄輪温泉、立石温泉、朝見温泉、別府砂湯等に兼浴し、四月下旬、国府に歸りたり。以後、国内の模範民に對し、官費をもつて巡廻湯治をなす制度を設けたり。

(八) 浜脇薬師明神社創建

桓武天皇 延暦十四年 京都の善珠法師が巡歴の途次、速見の里、即ち別府温泉に立寄り、野田のあかね湯、鉄輪のあかね湯、朝見のとうち湯、別府の砂湯に入浴し、靈泉の恵みを謝すべく、それらの浴場に薬師堂を建て、自刻の淨増教主の像を安置す。是れがため、各所の湯治者に入浴に際し、温泉の有難さを念ずる風習をつけるに至りたり。

(九) 豊後国司藤原真葛の浴場建設

桓武天皇 延暦二十三年 豊後国司たる、正三位大納言藤原真葛は赴任まもなく待望の別府砂湯に入浴し、心地よさに感嘆し、その在職中、京都より工匠を聘し、別府温泉最初の、壮麗な浴場を建設、多くの都人を招き別府温泉の結構を満喫せしめたり。

(十) 別府温泉に遊興場を設く。

文徳天皇 斎衡二年（紀元一五一五年）豊後国司、石川宗

継は在任一ケ年にして国司を解かれたるも、帰国せず、別府に居を構えて永住し、朝夕遊色に過ぐす。蓋別府温泉遊興場の起りは彼によつて開かれたと云わる。

(十一) 鶴見嶽の大爆發

清和天皇 貞観九年一月（紀元一五二七年）鶴見嶽大爆發し、激噴は三日間にわたり別府温泉地域は、阿鼻叫喚の巷と化し、その災害は十数里に及び、山嶺を一変せしめ、今日の内山またはガランが嶽の称を生むに至り。かつ扇状形の大平山を現出せり。なほ人畜の被害は無量数千に達し時の豊後国司、紀継雄は此の惨状を急ぎ京都に報じ、畏くも御沙汰を拝し、罹災者の救済に當りたり。

(十二) 国司藤原安主龜川温泉古市に永住す。

陽成天皇 天慶四年（紀元一五三〇年）豊後国司藤原安主は冤罪を蒙り、赴任間もなく餓首され落胆せるも、その嫡男従五位下武藏介藤原統行は父の免官を憂ひ、種々奔走、つひに復官さす。無事任官後父は速見ヶ浦の居住を好みし故、統行は御聽許を乞ひ、景勝優雅の古市ぬくみヶ丘に、その館を設け、老後の父につくせり。

(十三) 醍醐天皇東宮時の湯治来別

宇多天皇 寛平七年三月（皇紀一五五三年）皇太子敦仁親王は、御疾病のため速見ノ湯に御來臨遊ばされ、国司源淵朝臣、副国司藤原行隆の奉迎を受けさせられ、御機嫌うるはしく、野田の赤湯に数ヶ月、御滞在なされ給へり。御宿

泊所は後、醍醐山大乗寺となりたり。

(十四) 別府の地獄の名称とその見物の創始者

円融天皇 永観元年（皇紀一六四三年）豊後国司源韓時は館を速見ヶ浦朝見郷、竈門ノ莊かまどヶ丘に建てて居住せり。彼は在任中より温泉施設とみに向上したる中に激噴の温泉湧出に對し、地獄なる名称をつけ、奇觀なりと、都人に極言し、別府地獄見物の先行者となる。

(十五) 続く皇子の御湯治来別

○御朱雀天皇 寛徳元年三月（皇紀一七〇四年）皇太子親仁親王は、侍医官仁海大僧正の進言により、別府温泉の湯治効果を聞こしめされ、百五十一年前、醍醐天皇の皇太子にまします頃御湯治遊ばされたる、別府温泉、野田の赤湯に臨幸なされ給ひ、御湯治なされ給ふ。其の後別府すな湯、浜脇ノ湯、立石ノ湯に浴し給ひ、御快癒いたされし故、国司藤原棟隆、豊後介藤原有道の奉送を受けさせられて七月下旬に恙なく御帰京され給ふ。

○御冷泉天皇 寛徳二年 天皇、皇太子のみぎり、仁海大僧正を伴はされ、御湯治せられし、野田の御便殿跡を、仁海大僧正をして、過ぐる貞観九年の災害に破滅せる、竈門八幡宮の杜坊たりし、多恩寺の寺籍をつがせられるべく、寛徳院長泉寺を御創建なさしめ給ふ。本尊は醍醐天皇のもたらせ給へる、薬師像を安置せりと伝えられ、仁海大僧正を

開祖となさしめ給えり。

○近衛天皇 康治元年（皇紀一八〇二年）豊後ノ介大神惟敏は館を別府温泉に構え居住せしも、二七五年前の貞観九年鶴見嶽の噴火により壊滅せるシキラ山朝見祇園社を復興し朝見郷の氏神となす。祇園社とは八坂神社のことで、文武天皇の御代（二三六一）疫病除の神として行基菩薩が建立す。

(十六) 宇佐公道と別府

近衛天皇 天養元年（皇紀一八〇四年）正三位大宮司宇佐公道はその職をその子成通に譲りたるも豊後国政を委託され、別府に居住した際、時の豊後ノ介兼速見郡司たる緒方惟栄を斥け、別府温泉の行政を刷新し、以て一般民の湯治に多大の便宜を与えたり。公道の別府在住は久寿二年に至る迄の十一年間たりしと。

(十七) 源為朝と別府

近衛天皇 久寿二年九月二日（皇紀一八一九年）大暴風のため、別府温泉は破壊されたが、時の鎮西支配者として、亀川温泉、野田の羽室山に居城を構え、太宰府を睥睨たらしめたる鎮西八郎源為朝、鋭意別府温泉の復興に力を盡し為めに遠国よりの湯治者で大に賑ひたり。

古今無双の強弓を射る為朝が弓術練習をした狩の場所は、志高の長者と言はれた、舟匠ワニベ藤彦のまな娘の哀話を

秘めた志高湖畔や、一条天皇の御代、華聖人とあがめられ

た行円法師が俗人のころの或る日、はらみ鹿を射つたが、

その傷口から、小鹿がはみいで、瀕死の親鹿はその小鹿の

ウブギをなめ廻して、息絶えたといふ、その痛ましい光景

に、行円法師、発心の端緒となつた。小鹿山や、由布院並

柳の奇傑、八丁礫の喜兵次を見出した城島の高原地帯や、

為朝の弓掛松で名高い別府温泉的ヶ浜などが挙げられる。

なほ為朝は、聖武天皇の神亀四年、大神氏によつて創祠さ

れたる、龜川温泉竈門八幡宮^宮多大の寄進をなし、社殿を

改築、以て源家遺崇の八幡大神に武運長久を祈願せり。

(大) 源範頼別府立石城に入る。

御島羽天皇 文治元年（皇紀一八四五年）源範頼は兵庫福

原を発し平氏を追討して陸路西下、臼杵惟隆軍船八十餘艘

を以て周防より迎え、緒方三郎の拠城たる別府立石城に入

城して平家にそなえた。

(十) 緒方三郎惟榮は寿永四年、源平合戦に戦傷した多くの部

下を別府温泉に住せしめて終生扶助す。

備考 以上堀氏の所説は当時の古文書又は同氏祖先の文書控による

所謂堀家文書に拠るとはムへ信ヒヨウすべき文献不明にて伝

説的牽強附会の点が多々あると思ふが、参考資料として採録

した。因に堀家は別府の元大庄屋で初代は細川氏統治時代、

遠見郡公私領、八十八ヶ町村の庄屋総元締を仰せ付けられた

四、別府温泉地域旧藩時代の領主

別府温泉地帯は大友滅亡までは勿論同氏の領地であつたが

その滅亡後は徳川氏によつて左の如く改変、分轄所領された

ことが大分県編「豊後速見郡村誌」二ノ二に記載されてある

ので転載することとする。

龜川村、鉄輪村、北石垣村、南石垣村、別府村、浜脇村、

南立石村、東山村

慶長五年庚子、徳川氏森（後に毛利と改む）高政（伊勢守

日田郡隈ノ城主）ヲシテ知セシム。同年更に豊前國小倉城主

細川忠興（越中守）之ニ代リ（其臣有吉立行、松井康之ヲシ

テ杵築城ヨリ支配セシム）元和二年丙辰石川総輔（主殿頭、

日田郡永山城主）代テ之ヲ領ス、後寛永十年癸酉、小笠原忠

知（壹岐守）信州松本より杵築へ従封之領ス、同十一年甲戌

より松平忠昭（左近将監）支配ス、正保三年（丙戌）徳川氏

ニ歸シ、夫ヨリ日田郡永山布政所ニ属シ代官小川正慶（藤左

衛門）小川政重（九左衛門）之ヲ支配ス、両家父子相襲ギ寛

文五年乙巳ニ至リ、肥後国熊本城主細川綱後（越中守）亦預

リテ之ヲ管ス（番代槇島半之丞永山城ニ入ル）同六年丙午、

代官山田利信（清左衛門）延宝五年丁巳、三田守良（次郎右

衛門）等代テ支配ス、天和二年壬戌播磨国姫路城主松平直矩

（大和守）日田郡永山城ニ徙リ之ヲ領ス、貞享三年丙寅、同

氏出羽国山形ニ転封、代官小野某（長左衛門）之ニ代リ支配

ス。元禄元年戊辰、三田守長再勤ス。同五年壬申、小長谷某（勘左衛門）同十一年戊寅、室某（七郎左衛門）正徳四年甲午、南冬某（金左衛門）享保二年丁酉、池田某（喜八郎）同九年甲辰、増田道修（太兵衛、共二代官）等代テ支配ス、同十九年甲寅、代官岡田俊惟（庄大夫）之二代リ、寛保三年癸亥、豊前国小倉城主小笠原某（右近将監）預テ之ヲ管ス、寛延元年戊辰、岡田俊惟再ヒ之ヲ支配ス、宝暦四年甲戌、其男某（九郎左衛門）之ヲ襲フ、同八年戊寅、代官掛斐某（十太夫、実ハ岡田九郎左衛門弟）安永元年壬辰同氏歿シ、其男某（富次郎）之ヲ襲ク。同六年丁酉、其男某（靱貞初杵五郎ト云フ）之ヲ襲キ、天明六年丙午其男某（造酒之助）之ヲ襲ク寛政五年癸丑（以後高松ニ役所ヲ設ケ代官ヲ置キ布政セシム）萩原某（弥五兵衛）、同六年甲寅、菅谷某（弥五郎）、同九年丁巳、浅岡某（彦四郎）等代テ代官タリ。同十一年己未、肥前国嶋原城主松平某（主殿頭）預リ管ス（国東郡高田役所ヨリ支配ス）、後慶応三年丁卯、熊本藩（大分郡高松役所ヨリ支配ス）之二代リ、明治元年戊辰八月、日田県ノ所轄トナリシモ、同四年辛未十一月同県廃セラレテ大分県之ヲ管轄ス

川南村、川上村南温湯、南乙丸、北乙丸ノ三村地区、川西村前徳野、津々良ノ兩村地区、下川村、谷川村、山浦村

以上の諸村は大友没後、慶長五年庚子、徳川氏、毛利高政ニ知セシメシ以後寛文六年丙午代官山田利信迄は其の所管沿

革、龜川村ニ同シク、其後寛文九年己酉、近藤政朗（助右衛門）、延宝五年丁巳、三田守良（次郎右衛門）等代テ支配ス天和二年壬戌、播磨国姫路城主松平直矩（大和守）日田郡永山城ニ徙リ之ヲ領ス、貞享三年丙寅、同氏出羽国山形ニ転封代官小川正辰（藤左衛門）之二代リ支配ス、元禄元年戊辰、三田守長（次郎右衛門）、同五年壬申、小長谷某（勘左衛門）同十一年戊寅室某（七郎左衛門）等支配ス、後正徳二年壬辰日向国延岡城主牧野成英（備後守）ノ提封タリ、延享四年丁卯同氏常州笠間ニ転封、内藤政樹（備後守）奥州磐城平ヨリ徙テ之二代リ、爾後世襲、明治四年辛未、二月ニ至リ当豊後国提封八拾四村ト日向国日田県所轄五郡ト地ヲ易ヘテ同県ノ所轄トナリシモ同十一月同県廃セラレテ大分県之ヲ管轄ス。

鶴見村、玖珠森藩領

本村は古昔より鶴見北中。ツルミキタナカ鶴見原中の兩村であつた。慶長

六年辛丑、久留島康親（右衛門大夫）豫州周ヨリ玖珠郡森宮へ転封之ヲ領シ、以来世襲後拾貳世久留島通靖ニ至リ、王政革新、明治二年己巳六月藩籍奉還、同四年辛未七月、改メテ森県ヲ置カレシモ、同十一月、終ニ廢セラレテ大分県之レヲ管轄ス。

文献 豊後同速見郡村誌

五、別府温泉に湯治した各藩主

(一) 大友義鎮の義母は自分の実子を愛するの余り、世子義鎮を廃し実子八郎を嗣に立てんと謀り、遂に側臣の争いとなり、大永十九年九月二日津久見美作守は上野の大友館に入つて八郎及び其の母を殺して自殺し、田口玄蕃は義鎮の父義鑑公をその内役に入つて弑し、玄蕃は城後左近に誅された、この時世子義鎮は適ま別府温泉に湯治中であつたが乱を聞いて帰えり、事件の中心人物入田親真を誅して後を嗣いだ。

(二) 岡(竹田)藩主才三代中川入山公は当時他領で日田永山布政所々轄であつた別府温泉に浴している。

(三) 杵築藩才二代重英青覚公は宝永五年六月十一日に別府温泉に浴し同廿四日帰城している。当時別府は室七郎左衛門が支配していた。

(四) 府内藩主才代、大給近貞公は享保十七年病のため別府温泉に、その翌々十九年には湯の平温泉に湯治に行つてゐる。当時別府は日田永山城主増田道修の所管下であり、湯の平は日向延岡城主牧野成英の所領であつた。

(五) 玖珠郡森藩の久留島通容公(才代)は文化十年藩主となつたが公は大いに土木を好み城西山の上に宏壮なる三島神祠を建立した他、領内速見郡鶴見村に温泉浴場を設け、温泉瀑布を作り多額の国費をつかつた。

以上は「豊後遺事」中より摘出したのであるがこの外にも各藩歴代藩主にはこの地域内に湯治されたことはあるもの

と思われる。

文献

1. 豊後遺事
2. 能見松平家譜伝
3. 府内藩記録

六、地域別個別温泉の変遷

現在本地域内には数多の温泉地区があり、各地区内は又多くの温泉口を持つてゐるが、昔は自然湧出の利用であつたから其の数が少なかつたが近年濫掘とまで称される位に穿堀され、且つ極度に利用されているのでその数は年と共に増し現在に至つてゐる。従つて悉く之れを挙げることは出来ないで、最も変遷の多い明治以降に就いて左の諸書より摘出採録し、以てその発展過程を知ることとする。

採録書名とその符号は

- | | | |
|---|------------|---------|
| A | 豊後速見郡村誌 | 大分県編者 |
| B | 日本鉱泉誌 | 内務省衛生局編 |
| C | 豊後温泉誌 | 加藤賢成 |
| D | 豊後温泉誌 | 加藤十次郎 |
| E | 別府温泉の地球物理。 | 瀬野錦蔵 |

A 内竈村

本村は古えから本郡鶴見郷に属して往時は、内竈・古市の両村であつたが、明治八年三月合して壱村となり、其後龜

川町、現在は別府市内である。

東に海に沿い、西は南畑村と原野字二ノ戸・水ノ口等を以て境し、南は耕地を以て亀川村に、又耕地並びに山林を以て野田村に界し、北は平道村に字冷川及び山野を以て境している。

(一) 御夢想湯

村西字御夢想ニ在リ、原質詳ナラス、能ク諸瘡ニ適ス。浴場壹ヶ所、近傍農ノミニテ逆旅ナシ、浴客日ニ往返ス其数詳ナラス。

(二) 汐 湯

村東字上浜ニアリ、湯質詳ナラス。海浜所々ニ涌出ス。退潮ノ間ノミ浴スヘシ。能ク解凝シ疝痛ニ宜シ。近傍逆旅ナク浴客ノ数詳ナラス。

A 野田村

本村は古くより鶴見郷に属し、古来分合はなく、亀川町内から今は別府市内となつている。東は亀川村と耕地山林を以て界し、西は南畑村に字二ノ戸の原野を以て接し、南は鉄輪村と耕地・原野等を以て犬牙相交り、北は内竈村に耕地・山野を以て界している。

(一) 赤 湯

湯質鉄気ヲ混ス、疥癬諸病ニ宜シ、浴場壹ヶ所、逆旅式ヶ所、浴客一歳大凡三百人。

(二) 蒸 湯

壹ヶ所蒸気盛ニシテ湯坪ノ上ニ木ヲ横テ床ヲ架シ、上ニ土ヲ敷キ、上及ヒ四方石ヲ構シ窟室ノ形状ヲナス、壹戸ヲ穿テ、浴客ノ出入ヲ通シ、浴客其中ニ臥ス。能ク解凝シ腰痛疝病ニ宜シ、此地溪水温泉ノ傍ヲ流レ風景幽邃受ス可シ。此他温泉処々アレモノ極メテ小泉ニシテ、唯土人ノ浴スルモノアルノミナレハ更ニ記載セス。以上赤湯・蒸湯ハ接近セルヲ以テ、浴客往来シテ浴スルナリ。

○名勝 柴石溪

村西字柴石ニアリ風景幽邃ニシテ傍ニ温泉アリ、溪流木葉ヲ印セル化石ヲ出ス依テ此名アリ、実ニ名勝絶幽ヲ以テ称セラル。

B

湯ノ森 鉾泉（御夢想ノ湯ト称ス）速見郡野田村字湯ノ森
○位置 景況 本村ノ北田圃ノ間ニ在リ、源泉ハ浴池ノ南ヨリ涌出セリ。

○発見 年月詳ナラス。

○泉質 塩類泉

無色無臭ニシテ味酸鹹ナリ。其反応ハ中性ニシテ煮沸スレバ亜児加里性ヲ呈ス、一リツトル中固形分一、二四瓦ヲ含有セリ。

○温度 百三十一度

B 柴石鉾泉 速見郡野田村字柴石

○位置景況 此地ハ鶴見山北麓ノ谿間ニ在リ谿北巖石ノ間ヲ鑿ケテ池ト為シ鉾泉ヲ瀦ス。泉源ハ浴場ノ西ニ在リ、溪ニ臨ミ瀑ヲ為ス、逆流二戸アリ、近傍巖石ヲ槌破スレハ中ニ木葉形ヲ現出ス、此地因リテ柴石ノ名アリ。道路ハ別府港ヲ距ル西北二里餘、峻隘ニシテ往来不便ナリ。

○浴客 平均一ケ年凡八百人

○発見 年月詳ナラス

(寛徳二年乙酉親仁親王此泉ニ遊浴アリシ事土人ノ口碑ニ存セリ、今猶御枕石ト称スル者溪間ニ在リト云フ)

○泉質 塩類泉

無色無臭ニシテ味酸鹹ナリ、其反応ハ中性ニシテ煮沸スレバ亜見加里性ヲ呈ス、一リツトル中固形分一、七一瓦ヲ含有セリ。

○温度 百六十三度

C 野田村

本村西ハ硫黄山扇山等ヲ負ヒ、東ハ亀川、南ハ鉄輪、北ハ内竈ノ林丘、田圃等ヲ以テ境ヲナセリ。

字柴石ハ本村ノ北隅山間ニ在リ、地勢南ニ向ヒ、溪流北山ノ間ヨリ溪溪南流シ、溪上ハ雜樹森茂シ頗ル幽邃ナリ。草木ノ化石溪間ヨリ出ヅ、雅客之ヲ珍愛ス、柴石ノ名此ニ取ルト云フ。

浴場ハ谿東岩石ノ間ニ在リ、温泉巖隙ヨリ湧出シ、最モ清潔ナリ。客舎二戸アリ。道程ハ別府港ヨリ二里、亀川ノ海岸ヨリ一里ニ足ラス、道路平坦ト雖モ狭小ナリ。此地ハ空氣清爽ニシテ夏日亦冷涼ナリ、最モ避暑ニ宜シ、又脚氣病者ノ輒地療養ニ最モ宜シト云フ。

柴石ノ湯

○温度 七十四度

○性状 無色清澄ニシテ稍收瀼ノ鉾味アリ。

○泉質 含鉄炭酸泉

○本泉一リツトル中一、五八六一瓦馬ノ固形分ヲ含有ス。

○俗間伝称ノ効能 疥癬、惡瘡、膿潰收斂強壯

○医治効用 貧血、萎黃病、水血病、重病後ノ恢復期、經閉及ヒ生殖諸病、神經機能ノ衰弱等ニ適応ス。多血家破血家ハ忌ムベシ。其少量ヲ内服スルモ可ナリ。然ルトキハ放冷ノ後ニ於テスベシ、茶ハ禁物ナリ。東方ニ御夢想ノ湯アリ、俗ニ称ス皮膚病ヲ治スト、浴客常ニ多シ。

A 亀川村

本村古昔ヨリ鶴見郷に屬シ、往時は亀川・平田兩村であつたが明治八年三月合併して壹村となつた。

東は海岸に瀕し、西は野田村に山林耕地、鉄輪村に字城ヶ塚山野を以て界し、南は北石垣村に耕地を以て接し、北は内竈村と耕地で界している。

C 亀川村

東ハ菌蓋ノ湾ニ沿ヒ、西ハ野田、鉄輪ニ村ヲ隔テ鶴見山ヲ望ミ、南ハ林丘田野ヲ以テ北石垣村ニ接シ、北ハ水田内竈村ニ連レリ。

里屋街ハ村ノ東端海浜ニ在リ、土地平坦行歩甚タ便ナリ人家連柜、客舎頗ル多ク、土地最モ泉脈ニ富ミ処々ニ湧出シ、毎戸大抵浴場ノ設アリ朝夕ノ入浴ニ便ス。溝渠田沢温水流溢シ硫氣ヲ蒸発シ、而之テ魚鼈棲息ス、一奇ト謂フヘキナリ。

小倉街道ハ南方別府ヨリ南北石垣ヲ經テ本村ノ中央ヲ貫通シ、北方豊岡駅ニ連ナルヲ以テ往来ノ行旅絶ヘス、且ツ水陸ノ便利ナルヲ以テ浴客常ニ多シ。

道路ハ別府ヘ一里五合、豊岡ヘ一里余、市街ノ北海ニ沿ヒ長堤アリ、千間土堤ト称ス、堤外潮水退落ノ時土砂ヲ穿テハ温泉湧出ス。泉客或ハ其中ニ偃臥シ、或ハ温沙ヲ取リ半身ヲ埋ム、名テ潮湯トス。能ク身体ヲ強壮ニスト云フ市街ノ外ニハ森林アリ田圃アリ、又海浜沙汀ハ眺望絶佳ニシテ逍遙運動ニ宜シ。

A 温泉

(一) トッヤキシ 湯耶泉

原質詳ナラズ、能ク発表シ淋病ニ宜シ、諸瘡ノ膿潰スル者ニ宜シカラス、浴場壹ヶ所、浴客一歳大凡三百人

B 蕩耶鉾泉 速見郡亀川村

○位置景況 本村ハ東菌蓋海ニ瀕シ、西ハ山ヲ負ヒ、泉ハ村西ノ田間ニ在リ、其傍浴槽ヲ設ケ、石竈ヲ以テ泉ヲ導キ浴用ニ供ス。客舎十三戸アリ、村ノ南北大道ヲ通ス、別府港ニ至ル二里、平坦ニシテ来往頗ル便ナリ。

○浴客 人員詳ナラズ。

○発見 年月詳ナラズ。

○泉質 塩類泉

無色透明無臭無味ナリ。其反応ハ亜兒加里性ニシテ一リツトル中固形分〇、六七瓦ヲ含有セリ。

○温度 百十七度

C 鹽邪泉

街西丘阜ノ下ニアル一湯ナリ、浴客常ニ多シ。

泉名ハ日出ノ米良東嶠翁ノ命スル所ナリ、日本鉾泉志ニ拠レバ泉質塩類泉ナリ。

(二) 四ノ湯

原質詳ナラズ、疥癬類ノ諸症ニ宜シ、浴場壹ヶ所、逆旅八戸、浴客一歳大凡五百人、此他温泉ノ湧出処々アリ、或ハ竹筒ヲ以テ泉ヲ浴場ニ引モアリ、字里屋ナル処ハ路傍ノ小溝等悉ク温泉流通シ蒸氣相発セリ。

B 平田鉾泉 (四ツ湯ト称ス) 速見郡亀川村字平田

○位置景況 蕩耶鉾泉ヲ距ル南二町許ノ処ニ在リ、源泉ハ

浴池ノ西ニ湧出ス。

○浴客 平均一ケ年凡三千五百人

○発見 年月詳ナラズ。

○泉質 塩類泉

無色無臭無味ナリ、其反応ハ亜兒加里性ニシテ一リツトル中固形分一、三六瓦ヲ含有セリ。

○温度 百三十六度

C 四ノ湯

市街ノ西南丘阜ノ下ニ在リ。

○温度 五十八度

○性状 無色透明ニシテ無味ナリ。

○泉質 食塩泉

○本泉ハ一リツトル中ニ固形分一、五六〇瓦ヲ含有ス。

○俗間伝称ノ効能 疥癬、惡瘡

○医治効用 浜脇村東ノ湯ニ同ジ。

A 鉄輪村

本村は古より石垣荘に属し、古名河直又加納とも称したものと南鉄輪・北鉄輪の両村であつたが明治八年三月合して壹村となつた。

東は亀川村と城ヶ塚山野を以て界とし、北は野田村と耕地・原野を以て犬牙相接し、南は鶴見村と字八川の中央を以て界としている。

(一) 蓼原湯

湯質硫氣ヲ混スト雖モ清湯ニシテ呑ムヘシ、諸瘡ニ宜シ浴場壹ヶ所

(二) 波ノ湯

湯質硫氣ヲ混ス、里俗ニ称スル地獄ニ海地獄ノ流レヲ引キ湯トナシ浴ス、其味硫礬甚シク呑ムヘカラス、其色灰色ニシテ疳癰等ニ功驗アリ、浴場壹ヶ所

(三) 浮湯

湯質詳カナラズ、飲ヲ炊キ茶ヲ烹ルニ宜シ、浴場壹ヶ所豊後風土記ニ云フ、此湯井郡西河直山ニアリ、東岸口徑丈余、湯色黒泥、常ニ流レズ、竊カニ井辺ニ到リ発声大言スレバ驚鳴湧騰スル事式丈余、其氣熾熱向ヒ昵クヘカラス、縁辺ノ草木悉皆枯萎セリ、依テ愠湯ト云トアリ、方今ハ地勢変シテ其井北ノミ岸アツテ三方平地ト成レドモ、其湯流ノ溝石自然ト黒色ナルヲ以テ徵スヘシ、方今ハ其色玲瓏ニシテ味最モ美ナリ。嘉永七年十一月五日大地震ニテ温泉ノ色薄紅色ニ変セリ。邨彦温泉ヲ掬スルニ清キ事平日ノ如シ。蓋シ地底ニ朱砂アルナランカ。其朱色ヲ現スルハ是レ即チ地震ニテ朱砂ヲ揺発セシナラン。以上本村民佐藤邨彦ノ筆記録ニアルヲ資ス。

(四) 蒸風呂

熱湯ノ上ニ石ヲ置ミ室ヲ成ス、人痛處ヲ蒸セハ平癒ス、

瀧辯痒痛膝行等ニ功驗アリ、此他戸毎ニ地ヲ穿チ形チ竈ノ如キヲ作り、茶ヲ沸シ、菜蔬ヲ蒸ニ宜シク、其温泉ノ脉絡諸処々通シ、熱湯ノ湧出スル事故拳ニ遍アラス。当村逆旅三拾四戸、浴客一年間大凡三千人以上、諸湯接近セシヲ以テ往復シテ入浴スルモノナリ。

(五) 熱泉

泉面五畝歩、村西六町、字海地獄ニ在リ、常ニ沸騰シ湯烟空ヲ蒸シテ飛散ス。其湯面湛碧ニシテ胆甕ヲ失セシム其下流波川トナリ始メテ冷水トナリ、村田ノ用水ニ給ス里俗称シテ海地獄トナス。

(六) 赤湯地獄

鉄輪村ノ北ニアリ、野田村ト堺ヲ接ス、其周、四拾五丈許、湯色赤クシテ泥土アリ、其一方溢出シ変シテ清水トナリ、東ヲ指シ流ル。里俗赤湯泉ト云フ。

(七) 地獄原

村西字地獄ニアリ、反別三畝歩、日夜沸騰シ麻・苧・蒔等ヲ蒸スニ宜シ。

B

湯

鉄輪鉦^{カネ}泉 速見郡鉄輪村（波ノ湯、一名生キ湯。熱ノ湯）

○位置景況 本村ハ西南ニ鶴見山アリ餘脈西北ニ延キ、東北齒^ハ蒼海ニ瀕シ、東南ハ田野ニシテ石垣原ニ界ス、而シテ波湯（一名生キ湯、寒冷晴雨ニ因リテ泉色ヲ変ス、故ニ土

人此名ヲ称ス）ハ源泉ノ傍ニ浴場アリ、二槽ヲ置ク。此ヲ距ル一町餘、村ノ北偶ニ在ルヲ熱ノ湯ト称ス、源泉浴槽ノ西北ニ在リ、又海地獄温泉（波湯ヲ距ル数歩、此泉ヲ引テ一瀑ヲ為ス）蒸氣浴（土人蒸湯ト唱フ、浴室ノ形状六稜ニシテ周圍石ヲ置ミ、上ニ木ヲ架シ土ヲ蔽フ。内十六人ヲ容ルベシ）等アリ、此地ハ頗ル温泉ノ氣脈多ク路傍及人家接近ノ処往々含硫蒸氣ヲ噴出ス、土人竈ヲ此ニ築キ或ハ竹篋ヲ架シテ之ヲ引キ、以テ薪炭ノ用ニ換フ道路ハ別府港ヲ距ル西北一里餘、行路稍々凹凸ナルモ車馬ヲ通スヘシ。

○浴客 平均一ケ年凡八千人

○発見 詳ナラズ。

○泉質 波ノ湯酸性泉、熱ノ湯塩類泉

(1) 波ノ湯

微黄色透明臭氣ナリ味酸鹹ナリ、其反応ハ酸性ニシテ煮沸スルニ其性ヲ変セス。一リツトル中固形分二、六七二瓦ヲ含有セリ。

温度 百十一度、比重ハ摂氏四度ノ温ニ於テ一、〇〇一

〇八五ニ居ル。

(2) 熱ノ湯

無色稍々半透明ニシテ無臭無味ナリ、其反応ハ中性ニシテ煮沸スレバ亜児加里性ヲ呈ス。一リツトル中固形分〇

、四四瓦ヲ含有セリ。

温度 百二十七度

C 鉄輪村

本村東北ハ田野山林ヲ以テ野田・亀川二村ニ接シ、南ハ原野田圃ヲ以テ鶴見村ニ界シ、西ハ鶴見山ノ東支鍋山ヲ負ヒ、地勢東ニ向ヒ頗ル高燥、人家鱗次シ、客舎甚ダ多シ、熱泉至ル所ニ湧出シ、戸毎簷前ニ小穴ヲ穿テ、穴ニ藁環ヲ繞シ、以テ釜甌ヲ安シ、飯ヲ炊キ茶ヲ煮ル等皆其蒸氣力ヲ借レリ。

村隅に池アリ、海地獄ト云フ、湯色赭汗熱湯升騰ス、盛ニ硫礬ノ氣ヲ発シ近クヘカラズ、観ル者ヲシテ悸怖セシム、蒸氣浴室アリ、石室ヲ熱泉上ニ構ヘ、其戸ヲ狭小ニシ、僅ニ匍匐シテ出入スヘシ。内漸ク広濶十数人ヲ容ル、俗ニ蒸湯ト称ス。又温泉ノ瀑アリ、浴客或ハ立、或ハ臥シ、患部ヲ拍撃セシム。

道路ハ別府ヨリ二里弱、亀川村字里屋ヨリ五合余、漸凸凹アリト雖モ人車往来スベシ。地勢少シク僻在スト雖モ、浜海ノ村邑ヨリ太タ遠カラサルヲ以テ、飲食並ニ魚類等ハ嗜好ニ從ヒ充足ヲ得ベシ。当地ハ脚氣病者ノ転地療養ニ宜シト云フ。

C 熱ノ湯

○温度 五十三度

C 洪ノ湯

○性状 無色清澄ニシテ臭氣ナク、清涼ノ味アリ。

○泉質 別府村楠湯ニ同シ。

○本泉ハ一リツトル中固形分〇、三七三二瓦ヲ含有ス。

○医治効用 別府村楠湯ニ同シ。

○温度 四十六度五分

○性状 白濁不透明ニシテ盛ンニ硫化水素ノ臭氣ヲ放ツ。

○泉質 塩類性硫黄泉

○本泉一リツトル中一、二五六四瓦馬ノ固形分ヲ含有ス。

○俗間伝称の効能 輕微微毒、疥癬遺毒ヲ発表シ、浴スルニ随ヒ、漸々ニ治癒スト云フ。

○医治効用 梅毒、鉛汞中毒、節及関節痠麻質斯、婦人生殖器諸病、膿疱疹、癩疹、鱗屑疹等ニ適応ス。

血ノ池地獄

E

広い池面の殆んど全部が赤色沈澱物で覆われているのが血ノ池地獄の壮観である。

赤色沈澱物は半ばは酸化鉄で、残りは酸化アルミニウムと珪酸が主である。温泉水が流出している小川では、その下流まで赤い線を引いている。普通の温泉水では湧出したときは透明であるが時間がたつと濁り、遂に赤い沈澱となる。これは重炭酸鉄として溶解して出て来たが、空氣に触れて最後に酸化鉄となるのである。ところがこの血ノ池地

獄ノ沈澱物はそうでない。試みに採水して来ると、間もなく赤い沈澱が底にたまつて水は透明となる。之は一ヶ月後同じである。もし、湧出後沈澱が出来つつあるならば、出来たばかりの水酸化鉄は微細であつて、濁つた水は仲々澄まない筈である。又酸化はすぐには完了しないから酸化が続行される筈であるが、それも見受けられない。更にこの温泉は酸性が強く、酸性の強い水には重碳酸塩は存在出来ない筈である。勿論分析表にもない。かく考えると、この赤色沈澱物は地表に来てから出来たものではなく、このまま深処から来たものとみねばならぬ。

血ノ池のほぼ中央は黒く見える。ことが湧出口であるが漏斗状になつてゐる。等深図によると最も深いところは二十米以上もあつて、急傾斜になつてゐる。それ故に底は岩盤ではないかと思う。なぜかという、普通の砂丘の傾斜は三十度程度であるからである。

E 海地獄

血ノ池地獄と全く対照的に、海地獄は底まで透明で海のように美しい青色である。その構造も血ノ池地獄と較べて底は平たく略々四乃至五米の深さである。この美しい青色は何であるか。この温泉水に含まれてゐる化学成分のイオンでこんな色になりそうなのは鉄イオンであるが、その含有量は〇、〇〇四二瓦であつて、五米の水層でもこれほ

どの色を出さぬ。微粒子が浮遊してゐてはむしろ濁つてしまふ。青色を出すにはその微粒子の大きさは光の波長以下のものでなければならぬ。かかる微粒子はむしろ水分子そのものと考えた方が簡単で空や海の色と同じく光の散乱であらう。海でも深さ数米で青色は強い。海地獄が特に美しいのは底の全体が白い沈澱物に覆われていて、反射が強くその上池の上には青々と繁つた木の葉が被いかかつてゐること、晴れた青空の下で、海が美しいのと同じ理である。

海地獄の温泉水は約二十年を置いて二つの化学分析が行われ、その両結果は驚くべきほど一致してゐる。かかる大仕掛の温泉の不変性という自然の不可思議さに胸が打たれる。

海地獄と血ノ池地獄の対照的な性格は外見だけではない。各々の化学成分の絶対値が殆んど同じであつて、共に酸性が強いが海地獄の酸性は遊離硫酸で、血ノ池地獄の酸性は遊離塩酸なのである。

火山から出るガスに硫黄や塩素はあるが酸性ではない。酸性になるには酸化せられる必要がある。故にこれらは火山から直接のものでなく、酸化されるだけの距離を通つて来ている。その距離が長過ぎると出来た酸で通路の岩石を侵して酸は弱くなる。故に血ノ池・海の両地獄とも火山に

対しては略々同じ関係にあることが判るが、その根源は異なるのである。

C 噴騰泉

近時穿堀の結果噴騰泉が別府地域にも幾つかを見るが、これは温泉の穿堀に際して一〇〇度より可なり高い温度の温層に達すると、水蒸気と熱水を高く噴き上げるに到る所謂噴騰泉で、雷園や、十万地獄等の温泉源が之である。

この温泉の特長は地下ではいつも液体として温泉水があるが、地表に達すると水圧が減じ一〇〇度にまで降ると、余剰の熱は温泉水の一部を水蒸気と化して急に体積が膨脹して噴き出すのである。水蒸気を水中に注入して利用しているから外部からはその壮観は眺められない。

E 間歇泉

噴騰泉は絶えず熱水の供給があるが、熱水の供給は少いが熱源が充分であるときは間歇泉となる。間歇泉は時間をおいて水蒸気と熱水を高く噴き上げる。別府には天然のものはない。然し穿堀によつて間歇泉となつたものはある。

現在活動しているものには龍巻地獄がある。嘗つてあつた板地八幡の間歇泉はその典型的のものであつた。当時の記録を見ると、二時間毎に一時継続して二十四米も高く噴き上げている。一回にはき出す水量はパイプの体積の二十倍もある。故に地下のパイプの近くにこの水量を貯えるだけ

の空洞がなければならぬ。

B 噴気孔

旧別府市街の西方山間には穿堀すれば、猛烈な勢で水蒸気を噴出する地域がある。他のガスは殆んど混わらず、九・九多まで水蒸気である。この辺の地下には液体としてではなく、水蒸気の状態で存在している。もし水として存在していたとして穿堀によつて圧力の低いところに出て、その水全部が水蒸気となるには、もとの水六〇〇度以上がなければならぬ。そんな高い地水温度は測定された事はないし、それに相当する圧力も、測定された事がない。低温の水が水蒸気になるには多量の熱の供給が必要であるが地中ではそんな事が出来ない。それは地層の熱伝導が悪いからである。この理由から、この水蒸気は雨水が浸み込んで熱せられて出来たものでもない事が判る。この水蒸気は火山から来たもの、即ち岩漿に含まれているもので、岩漿水とか、処女水とか呼ばれるものである。

こんな地下水に水蒸気のあるのは、水面が高く地下水の少い処である。海岸に近い低地では地下水圧が大になつて来るから、余程強圧の水蒸気でなければ水となつてしまう水蒸気は軽いから出やすく、熱量は多い。かかる噴気孔ではこの水蒸気を水中に注入して高温水を作り、之を低地の住宅に供給している。普通の温泉の五十倍から百倍の量に

相當した有様なものである。

A 鶴見村

本村は古来朝見郷に属し、古時は鶴見北中・鶴見原中の両村であつたが明治八年三月合して壹村となつた。東は北石垣・南石垣の両村と道路を以て堺し西は塚原村と字硫黄山及び内山を以て界とし、南は南立石村と原野・山林・耕地及び堺川を以て界とし、北は鉄輪村と字八川を界として相對した。

(一) 照湯

湯質硫氣ヲ混ス、疳癩ニ宜シ、浴場壹ヶ所土人ノ浴スルノミ。

(二) 小倉湯

湯質硫氣ヲ混ス、小瘡等ニ功驗アリ、浴場壹ヶ所土人浴スルノミニシテ他客ナシ。

(三) 明礬湯

湯質硫氣ヲ混ス、小瘡等ニ功アリ。浴場壹ヶ所、逆旅拾戸浴客壹ヶ年凡壹千人

B

地藏鉱泉 速見郡鶴見村字明礬

○位置景況 鶴見山ノ北脈、明礬山ノ東腹ニ在リ、西南山ヲ負ヒ、東南亦扇山ニ面ス。泉ハ池ノ西側ニ湧出シ、其傍含硫蒸氣ヲ噴出ス。客舎七戸アリ、道路ハ別府港ニ至ル五十町、險隘ニシテ往来不便ナリ。

○浴客 平均壹ヶ年凡貳千六百人

○發見 年月詳ナラズ。

○泉質 酸性泉

無色無臭酸味ニシテ且波斂ナリ、其反応ハ酸性ニシテ煮沸スルニ其性ヲ変セズ、一リツトル中固形分一、四二瓦ヲ含有セリ。

○温度 百九十七度

C 明礬ノ湯

鶴見村字明礬ニアリ、鶴見山ノ北光明礬山ノ東麓ニ在リ土地頗ル高ク、西北ハ岡阜ニシテ東南ハ開豁ナリ、浜海ノ諸村皆跼下ニ在リ、別府ヲ距ル事、一里七合道路較險阻ナリ、逆旅十四戸アリ、土地景況等堀田ト相似タリ、地ニ明礬ヲ産シ良品多シ。

○温度 八十七度

○性状 白濁不透明ニシテ浮游物ヲ混ス。

○泉質 硫黃泉

○本泉一リツトル中固形分二、一六〇八瓦ヲ含有ス。

○医治効用 南立石村上ノ田ノ湯ニ同シ。

(四) 今井湯

湯質硫氣ヲ混ス、小瘡ニ宜シ、浴場壹ヶ所、土人浴スルノミニシテ他客ナシ。

(五) 蒸湯

熱湯ノ上ニ石ヲ置ミ室ヲ成ス、人痛処ヲ蒸セハ治癒ス。
疳癰、痒痛、膝行等ニ功アリ。

A 別府村

本村は昔は石垣郷に属し當時は別府・朝見の両村であつたが明治八年三月合して壹村となり別府村と称した。

東は硫黄洋（今は別府湾）に面し、西は立石村と耕地又は原野を以て接し、南は浜脇村と道路及び耕地・宅地・物干場を以て界し、北は南石垣村と字堺川及び耕地を以て相對し、西南隅は東山村に原野及び耕地を以て界とした。

明治初年の頃、現時の大字別府の地に存したる温泉場は楠湯・玉湯（新湯）・握石湯・石温泉・紙屋湯・風呂湯（不老泉）・佐伯屋湯（甲斐元太郎宅内）・会所湯（日名子益太郎宅湯）・田中湯（峠無温泉）・泥湯（現今廃絶）の九ヶ所であつた。

（別府町史所載）

(一) 楠湯 (A)

湯質鉄氣ヲ混ス、疳癰、筋疾、腫物等ニ宜シ、浴場參ヶ所、逆旅四拾戸、壹歲浴客大凡六千人以下、諸湯ニ往復シテ入浴スルモノナリ。

C 楠湯

市街ノ中央ニ在リ、浴場ハ構造スルニ石ヲ以テシ、池側ニ巨樟アリ、温泉其根側ヨリ湧出シ、餘流溝渠ヲ經テ海ニ入ル。其ノ新陳代謝迅速ヲ以テ浴池中汗水停留穢物浮游ス

ル等ノウレイ無ク頗ル清潔トス。浴室ノ構造亦宜シク、隙風漏雨ノ虞ナシ。（以下各村トモ浴池口大抵石ヲ以テ構造シ、泉源ハ池側或ハ池底ヨリ湧出シ清潔ノモノ多シ、因テ多ハ略シテ記セス）

○温度 四十九度。性状ハ無色清澄ニシテ臭氣ナシ。

○泉質 炭酸泉

○俗間伝稱ノ効能 疳癰、筋疾等ニ宜シ、腫物惡瘡ノ類ハ初メ此湯ニ浴シテ疾根ヲ発表セシメ、而後不老ノ湯ニ浴シテ根治スト云フ。

○医治効用 慢性筋及関節痠麻質斯、痛風、炎症後ノ滲出物、神經機能ノ亢進、神經麻痺、婦人生殖器ノ慢性諸病、貧血、重病後ノ恢復期、腺病、膀胱及ヒ腎臟、慢性炎、疳癰、頑癬

備考 明治の元勲井上馨侯が曾つて別府亡余中夜なく通つて其

刀瘡を治せうれたのは此温泉である。

(二) 不老湯 (A)

湯質硫黄、明礬氣ヲ混ス、黴毒、皮膚癬、惡瘡等總テ諸腫物、痒痛等ニ効アリ、浴場式ヶ所

(三) 永石湯 (A)

湯質硫黄礬氣ヲ混ス、疳癰、骨痛、惡瘡其他諸症ニ宜シ浴場式ヶ所

(四) 新湯 (A)

(四) 湯質鉄氣ヲ混ス、疳癰、筋疾、腫物ニ宜シ、浴場式ケ所
掘示湯場(A)

湯質硫黄、礬氣ヲ混ス。疳癰、惡瘡等總テ諸腫物ニ効アリ、浴場式ケ所

(六) 畔無湯(A)

湯質硫礬、鉄氣ヲ混ス。疳癰、骨痛、腫物、皮癬等總テ惡瘡其他諸症ニ効アリ。浴場壹ケ所

(七) 潮湯(A)

湯質不詳、疳癰、胃病、脚氣、リヨウマチス病等ニ効アリ、浴場海浜砂場數ケ所、里俗砂湯ト稱ス。

B

別府温泉 速見郡別府村(楠湯・不老ノ湯・長石ノ湯・中津屋ノ湯・野田湯)

○位置景況 本村ハ齒苳海ニ瀕シ人烟稠密一市街ヲ成シ東ハ遠ク硫黄洋ニ面ス(汀沙淨潔ニシテ処々温泉氣ヲ噴出ス春秋ノ交浴客沙ヲ鑿チ半身ヲ埋メ或ハ沙上ニ臥シ適宜ノ温暖ヲ取ル)一港アリ別府ト稱ス船檣林立(大坂ヨリ讃豫ヲ經テ日向ニ航スル汽船ハ皆線路ヲ此ニ取ル)西ハ鶴見山ヲ負ヒ(鶴見ハ硫黄山ニシテ其近傍ノ諸山亦処々硫氣ヲ噴出ス)西北ハ石垣原(古戰場)ニ連ル、村中湧泉數所在著ル、者五所アリ、而シテ市街ノ中央樟樹根ニ発スルヲ楠湯ト云ヒ、其傍ニ在ルヲ中津屋ノ湯ト稱シ、街西字太郎辺ノ田圃間ヨリ湧出スルヲ不老ノ湯、尚ホ二町ヲ

距ル田間ニ在ルヲ野田湯ト云ヒ、街ノ南隅字長石ニ発スルヲ長石ノ湯ト稱ス。諸泉各一、二槽ヲ置ク。道路ハ大分県庁ヲ距ル西北三里、村ノ中央ニ官道ヲ通ズ、二豊ニ来往スル者必ス路ヲ此ニ取ル、海陸ノ往復頗ル便ナリ。

○浴客 平均壹ケ年凡壹万零六百三十人

○発見 年月詳ナラズ。

○泉質 炭酸泉

(1) 楠湯

泉色微激無臭無味ナリ、其反応ハ亜兒加里性ニシテ一リツトル中固形分〇、八六瓦ヲ含有セリ。温度百度

(2) 不老ノ湯

無色透明臭氣ナク、味甘鹹ナリ、其反応ハ微亜兒加里性ニシテ一リツトル中固形分一、五八瓦ヲ含有セリ。

温度百二十五度

(3) 長石ノ湯

無色無臭ニシテ味甘鹹ナリ、其反応ハ中性ニシテ煮沸スレバ亜兒加里ヲ呈ス。一リツトル中固形分〇、八四瓦ヲ含有セリ。温度百零九度

(4) 中津屋ノ湯

無色透明、無臭無味ナリ、其反応ハ亜兒加里性ニシテ一リツトル中固形分〇、八〇瓦ヲ含有セリ。温度三十二度

C 不老ノ湯

街西田間ニ在リ。

○温度 五十六度

○性状 無色清澄ニシテ清涼ノ味ヲ有ス。

○泉質 炭酸泉

○本泉一リツトル中〇、八四四七瓦馬ノ固形分ヲ含有ス。

○俗間伝称ノ効能 皮膚病諸瘡

○医治効用 楠湯ニ同シ。

昭和十年時代は和洋折衷の三層樓で、階上には休憩室・食堂・家族湯・滝湯等の諸設備が当時としては完備していたと思われたが時代の進運は改築を要望され、最近博覧会を契機に最も近代的な時代にツチしたものが建築された

C 野田ノ湯

不老ノ湯ノ西北ニ在リ。

○温度 五十一度七分

○性状 清澄ニシテ清涼ノ味ヲ有シ、微ニ一種ノ臭氣アリ

○泉質 楠湯ニ同シ。

○本泉一リツトル中固形分〇、六七二七瓦ヲ含有ス。

○医治効用 楠湯ニ同シ。

C 高札場ノ湯

市街ノ中央ニ在リ。

○温度 五十六度七分

○性状 無色清澄ニシテ微ニ甘味アリ。

○泉質 楠湯ニ同シ。

○本泉一リツトル中固形分〇、七六二二瓦ヲ含有ス。

○医治効用 楠湯ニ同シ。

C 日名子氏ノ湯

街上字本町ニ在リ。日名子某（太郎ト称ス、府内屋ト号ス）ノ宅内ニ在リ

○温度 五十三度

○性状 無色透明ニシテ稍々收斂性ノ酸味ヲ有ス。

○泉質 炭酸泉

○本泉一リツトル中〇、七四二五瓦馬ノ固形分を含有ス。

○医治効用 楠湯ニ同シ。

C 日名子氏新湯

○温度 四十七度

○性状 無色透明ニシテ硫化水素ノ臭氣アリ、味ハ微酸ニシテ後ニ收斂ス。

○泉質 炭酸性含硫酸

○医治効用 楠湯ニ殆ンド同一ナルモ含硫酸ヲ以テ肝臓病

痔疾、陳旧性梅毒等ニモ応スベシ。

○泉質 炭酸性含硫酸

靈潮泉

現県物産観光館の出来る迄は、別府港棧橋の西側に、和

風宏壮な平家建の市営大浴場で中に、砂湯（八箇）・臥湯

・泉浴蒸湯（二箇）が設けられてあつたが、物産観光館が出来てからは、その一部が浴場として施設され、無色無臭の炭酸性含塩泉の泉質は、咽喉諸症・筋肉疾患に靈効がある。本温泉の特色は、潮が満つる毎に海水が浴場内を洗滌し、潮が退けば再び暖砂に患部を埋めて仰臥しながら快浴し得ることである。尚、蒸湯は全身を蒸しつつ天然の蒸氣吸入を為し得る便がある。

竹瓦温泉

別府港西北一丁余に在つて、階上には百畳敷の大広間があり入浴者の休憩とし、泉浴砂湯・臥湯の設備は塩類泉の泉質でリウマチス・神経痛に偉効があり、昔からいざりも立つと云われ有名である。竹瓦の名称は永い間屋根が竹瓦葺であつたから生れた名である。

海岸砂湯

海浜一帯の潮が退けば其の干潟には滾々として神代ながらの靈泉が湧出し、其処を僅か五、六寸掘り下げて、半身を暖砂に埋めて仰臥すれば、暫時にして全身温まり上氣して顔に玉の汗がにじみ、寝ながらにして水平線上の彼方に浮出した四国の島々や、限りなく晴れ渡る青天井を眺めつつ、寄せては返えず音に無我の境に誘ひ込まれる氣持になる海岸砂湯は、昭和十年頃は市営、北浜海岸と楠浜の二ヶ所で、塩類泉でラヂウムを含有する泉質は特にリウマチ

スに卓効がある天下一品だと云われている。

A 浜脇村

本村は古より朝見郷に属し、往時は浜脇・田野口両村であつたが明治八年三月合して壹ヶ村となり浜脇村と称した。東南隅は河水を横たえ大分郡神崎村に接し、正東は硫黄洋に面し、西は別府村と道路及び耕地・宅地・物干場を以て界とし、南は大分郡七蔵司・内成二村に山林原野を以て隣し、北は別府村に井堰を以て界している。

(一) 東湯

湯質鉄氣ヲ混ス、疝癰、筋疾、腫物諸病ニ功アリ、浴場七ヶ所

C 東ノ湯

西ノ湯東方數十歩ノ処ニ在リ、浴池十ヶ所アリ、景況等西ノ湯ニ同ジ。

○性状ハ帶黄青色半透明ニシテ微ニ硫化水素ノ臭氣ヲ放ツ

○泉質 炭酸性食塩泉

○本泉一リツトル中一、八九九八瓦馬ノ固形分ヲ含有ス。

○医効効用 西ノ湯ニ同ジ。

(二) 西湯

湯質鉄氣ヲ混ス、疝癰、筋疾、腫物等ニ宜シ。浴場六ヶ所

C 西ノ湯

浜脇市街ノ中央ニ在リ、浴池九ヶ所アリ周囲ハ石ヲ疊ミテ構造シ、池底ハ細沙ヲ敷キ、源泉ハ池底沙間ヨリ多量ニ湧出シ、新陳代謝シ極テ清潔トス。又毎池温度同シカラズ人々好ニ任セテ入浴スヘシ。浴池ノ側別ニ浴場ヲ設ケ、底ニ細沙ヲ平ニ敷キ、浅リ温泉ヲ湛フ、其中ニ坐スレハ温泉僅ニ臍ニ及フヘシ、患者湯中仰臥或ハ沙ヲ穿チ、半身ヲ埋メ或ハ砂ヲ握リ適宜ニ患部ヲ温敷スベシ、俗ニ之ヲ泥湯ト云（泥浴ナリ）海潮溝渠ヨリ出入スルヲ以テ満潮ノ時ニハ入浴シ難シ。

○性状ハ暗黒色半透明ニシテ微ニ硫化水素ノ臭氣ヲ放ツ。

○泉質 炭酸性食塩泉

○本泉一リツトル中一、六四六一瓦馬ノ固形分ヲ含有ス。

○俗間伝称ノ効能 疝癰、筋痛、其外諸症ニ宜シ、腫物発表セシメ、而後全治スト云。

○医治効用 慢性筋及関節痠痛、痛風、炎症後ノ滲出物、瘰癧、貧血、重病後ノ恢復期、喉頭氣患ノ疾患、脾臓ノ肥大症、婦人生殖器ノ諸病、末梢神經機能ノ亢進及麻痺、慢性湿疹、養疹

ニ 泥 湯

湯質鉄氣ヲ混ス、円木ヲ縦横ニ横タヘ枕トシ平臥シテ腰脚ヲ埋メ以テ全身ヲ温ム、最モ筋骨ヲ和キ痠痛ヲ解キ疝癰等ニ宜シ、浴場貳ヶ所。逆旅參拾戸、浴客壹ヶ年六千

B

人以上諸湯ニ往来シ浴スルモノナリ。

浜脇温泉 速見郡浜脇村（西ノ湯、東ノ湯）

○位置景況 東ハ齒蓆海ニ瀕シ南ハ鶴見山ノ支脈諸山ヲ負ヒ西北別府市ニ界ス。本泉ハ東西ニ所ニシメ西ノ湯ハ市街ノ中央ニ湧出ス泓ノ周圍石ヲ疊ミ、泉眼ハ其底ノ沙間ニ在リ浴泓九区ニ分チ算ヲ設ケテ海水ヲ通シ、潮ノ去来ニ從ヒテ泉量及温度ノ増減アリ。此ヲ距ル東數十歩ニ東ノ湯浴泓アリ、分チテ十区ト為ス、結構西ノ湯ニ同シ（泓ノ西側沙浴場アリ、海沙ヲ敷キ浅リ温泉ヲ湛ヘ病客沙ヲ穿チ半身ヲ埋メ、或ハ温沙ヲ以テ患部ヲ敷ス）此地繁盛別府ニ宜キ逆旅四十余戸アリ道路ハ大分県庁ヲ距ル西北三里弱ニシメ村ノ中央ニ官道ヲ通ス、海陸ノ往来頗ル便ナリ。

○浴客 平均壹ヶ年凡壹万千參百四拾人

○発見 年月詳ナラズ。

○泉質

(1) 西ノ湯

無色無臭無味ナリ、其反応ハ亜兒加里性ニシテ一リツトル中固形分一、一八瓦ヲ含有セリ。温度百十六度

(2) 東ノ湯

無色無臭ニシテ味甘鹹ナリ、其反応ハ亜兒加里性ニシテ一リツトル中固形分一、六九瓦ヲ含有セリ。温度百二十

五度

A 南立石村

本村も古米朝見郷に属し分合なく、正東は耕地を以て別府村に界し、西南は山林原野を連ねて別府・東山の両村に接し、正西は鶴見の山嶺を以て塚原村と相限り、北は山林原野及び耕地且つ堺川を以て鶴見村と相對していた。

堀田湯

湯質硫氣ヲ混ス、皮癬、微毒、惡疾、痒瘡 等ニ效驗アリ、浴場壹ヶ所、逆旅拾戸、浴客壹歲大凡貳千人

B 堀田鉾泉 速見郡南立石村字堀田

○位置景況 此地ハ鶴見山ノ東麓ニ在リ、東南西ノ三面ハ山ヲ負ヒ北ハ田野開豁ニシテ石垣原ニ連レリ、谿間処々含硫蒸氣ヲ噴出ス。土人之ヲ堀田ノ地獄ト云フ。源泉ハ浴場ノ西、數歩ノ処ニ發シ、湧勢頗ル盛ナリ。逆旅十一戸アリ。道路稍々險ニシメ別府港ヲ距ル西北一里余。

○浴客 平均壹ヶ年凡參千百七拾六人

○發見 年月詳ナラズ、或ハ伝ヘテ天正年間ト為ス。

○泉質 炭酸泉

無色無臭ニシテ淡鹹味アリ、其反応ハ中性ニシテ煮沸スレハ亜兒加里性ヲ呈ス。一リツトル中固形分一、四一瓦ヲ含有セリ。温度九十六度

C 堀田湯

南立石村字堀田ニ在リ、字堀田ハ鶴見山ノ東麓ニ在リ、西北南ノ三方ハ山岡ニシテ独リ東ノ一方ヲ開ク、谿間処々ニ熱泉アリ、白煙ヲ升騰シ、硫氣鼻ヲ撲ツ、俗ニ堀田ノ地獄ト称ス、逆旅十四戸アリ、土地景況等總テ觀銀寺ニ似タリ。

○温度 三十六度

○性状 無色清澄ニシテ僅微ノ浮游物ヲ混ス。

○泉質 硫黃性單純泉

○本泉一リツトル中固形分〇、三一八二瓦ヲ含有ス。

○俗間伝称ノ効能 疥癬、惡瘡、腫物

○醫治効用 上ノ田ノ湯ニ同ジ。

B 上ノ田鉾泉 速見郡南立石村字上ノ田

○位置景況 觀海寺鉾泉ヲ距ル三町余、源泉ハ浴池ノ西側ヨリ湧出ス。

○浴客 觀海寺浴場ヨリ來浴スルヲ以テ其人員ヲ詳ニスル能ハズ。

○發見 年月詳ナラズ。

○泉質 酸性泉

無色透明無味ニシテ微ニ惡臭アリ、其反応ハ酸性ニシテ煮沸スルニ其性ヲ變セズ。

○本泉ハ一リツトル中固形分〇、六一瓦ヲ含有セリ。

○温度 百二十二度

(一) 上田湯 (A)

湯質硫気ヲ混ス、皮膚癬毒、惡瘡、痒養等ニ宜シ。

C 上ノ田ノ湯

○温度 四十九度

○性状 白濁ニシテ浮游物ヲ混ス。

○泉質 單純硫酸泉

○本泉ハ一リツトル中固形分ハ〇、九五七四瓦ヲ含有ス。

○俗間伝稱ノ効能 疥癬物諸瘡

○医治効用 梅毒、鉛汞中毒、膿疱、疹鱗、屑疹等ニ適應ス。

A 観海寺湯

湯質氣ヲ含ミ無味ナリ、癩留飲麻疾等ニ効アリ、尤モ吸飲スルニ効アリ、飼ヲ炊キ、茶ヲ烹ルニ可ナリ。浴場菅ヶ所、逆旅八戸、菅歳中浴客大ニ十五百人、尤モ上田湯ハ其里程僅カニ貳町許ナルヲ以テ浴客皆所ヨリ往来シテ入浴スルモノナリ。

B 観海寺鉾

泉速見郡南立石村字観海寺

○位置景況 鶴見ノ山脈観海寺山ノ半腹ニ位ス。源泉ノ傍浴槽式ヶ所、客舎十余戸アリ、西南山ヲ負ヒ、北ハ石垣原、東ハ別府及齒蓆海ヲ眺望シ速ク豫州ノ雲烟ノ間ニ見ル、道路少シク嶮ナルモ往来稍々便ナリ、別府港ニ至ル一里。

○浴客 平均壹ヶ年大凡三千二百十九人

○発見 建久五年甲寅

里伝ニ建久二年辛亥大友能直本州ニ入ル、五年能直ノ母惡疾アリ、百藥効ナシ、医王ノ告ル所ニ因リテ此泉ヲ発見シ遂ニ浴シテ癒ユルヲ得タリ。後観海寺ノ主僧医王ノ像ヲ泉側ニ安シ、石槽ヲ設ケ浴客ノ便ニ供スト云フ。

○泉質 塩類泉

無色透明無至無味ナリ。其反応ハ中性ニシテ煮沸スレバ重児加里性ヲ呈ス。一リツトル中固形分〇、三二瓦ヲ含有セリ。

○温度 百四十二度

C 観海寺ノ湯

○温度 六十一度

○性状 無色清澄ニシテ臭氣ナシ。

○泉質 別府村楠湯ニ同ジ。

○本泉ハ一リツトル中固形分〇、三五・一〇瓦ヲ含有ス。

○俗間伝稱ノ効能 留飲麻病、癩氣、肩腰痛。又源泉ニ於テハ其多量ヲ内服シテ効アリト云フ。

○医治効用 別府村楠湯ニ同ジ、殊ニ地勢ニ拠リ、肋膜炎後等ノ恢復患者ニ適應ス内服余リ大量ナラザルトキハ害ナキノミナラズ、泌尿及発汗ノ作用ヲナシ、新陳代謝ヲ促シ大ニ効アリ、然リト雖モ、同時ニ消化シ易キ滋養物

A

ヲ用ユルハ非ラサレハ体力ノ減損スル事甚シキヲ以テ有害ノ作用ヲナス、宜シクス注意スベシ。

川上村

本村は古来由布郷に属し、南温湯・北温湯・南乙丸・北乙丸・若杉・山石原・並柳ノ六ヶ村に分れていたが、明治八年三月合して一村となり川上村と称した。

東は東山村に由布岳・鞍木山等の諸山及び原野を以て境し、西北は川北村に耕地・山野・玖珠郡日出生村に山野並びに道路を以て境とし、南は川南村に耕地・山谷を以て相接し、北は塚原村及び宇佐郡寒水村に山野を以て界している。

(一) 岳下ノ湯

湯質鉄氣ヲ混シ微シク臭氣ヲ帶ブ、疝痛、小瘡等ニ宜シ。路傍巨石ノ間ヨリ湧出スルモノ其量多シ、湧口ヨリ小流ヲナシ池ニ入ル其湯氣微温、小魚其中ニ游泳ス、是ヲ鯉川ト称ス、浴場式ヶ所、逆旅三戸、浴客甚ダ稀ナリ、村民及旅人一時ノ入浴ニ供スルノミ。

B 嶽下鉾泉速 見郡川上村字温湯

○位置景況 由布・鶴見ノ両嶽其趾ヲ合シ東西相對シテ郡ノ南辺ニ巍立シ、由布ノ西脈南北ニ分レテ西南ニ走リ、村落ヲ環抱ス。其北山ニ傍フ者ヲ川上、川北ノ二村ト為ス、泉ハ玖珠往還ノ東側由布嶽ノ西趾ヨリ湧出ス、浴槽

其側ニ在リ、人家ハ路ノ西方ニ連担ス。此ヲ距ル十間小浴場アリ、土人ノ澡浴ニ供スルノミ。道路ハ別府ヨリ川上(四里余)ニ出テ北ニ岐スル者ハ玖珠郡ニ通シ、南ニ分ル者ハ川南・中川・川西ヲ經テ谷川村湯ノ平ニ通ス皆山路ニシテ往来不便ナリ。

○發見 年月詳ナラズ。

○泉質 塩類泉

無色透明無臭無味ナリ、其反応ハ亜兒加里性ニシテ一リツトル中固形分〇、七三瓦ヲ含有セリ。

○温度 百二十三度

C 嶽下ノ湯

川上村字嶽下、両筑街道ノ東側ニ沿ヒ、由布嶽ノ西麓ニアリ。泉源ハ石巖ノ間ヨリ湧出シ、極テ清潔ナリ。

○温度 五十一度

○性状 透明ニシテ無色ナリ。

○街道ノ西側、由布池ニ沿ヒ一泉アリ、泉質相同シキカ如シ。

(二) 湯ノ坪湯 (A)

湯質金氣ヲ混ス、其色透明、味淡ク、臭氣ナク飲料ニ供スベシ、能ク疝癰及ヒ全瘡ヲ治ス。浴場壹ヶ所、逆旅三戸、浴客壹歲大凡九百人

B 湯ノ坪鉾泉 速見郡川上村字温湯

○位置景況 南ハ由布川ニ臨ミ、西ハ水田ニ接ス、其北客舎数戸アリ。

○浴客 平均壹ケ年大凡四千零六十三人

○発見 年月詳ナラズ。

○泉質 炭酸泉

無色稍々無臭無味ナリ。其反応ハ重児加里性ニシテ一リ
ツトル中固形分〇、七六瓦ヲ含有セリ。

○温度 百二十五度

C
湯ノ坪ノ湯

字温湯ニ在リ、西ハ水田ニ接シ、北ニ客舎数戸アリ。

○温度 五十二度

B
乙丸鉱泉（姪ノ湯ト称ス）速見郡川上村字乙丸

○位置景況 周囲皆水田ナリ、源泉ハ浴池ノ北側ヨリ湧出セリ。

○発見 年月詳ナラズ。

○泉質 炭酸泉

無色透明無臭無味ナリ、其反応ハ重児加里性ニシテ一リ
ツトル中固形分〇、七八瓦ヲ含有セリ。

○温度 百二十七度

(三) 男湯 (A)

湯質鉄気ヲ含ム、痼痛ニ宜シ、浴場壹ケ所、逆旅浴客ナク村民ノ入浴ニ供ス。

(四) 女湯 (A)

湯質少シク鉄気ヲ混ス、痼痛ニ宜シ、浴場壹ケ所、逆旅浴客ナク、只村民ノ入浴ニ供スルノミ。

(五) 城ノ湯 (A)

湯質石灰質ヲ含蓄シ湯気柔ラカニシテ、其色清ク、臭気ナク味ヒ淡シ、能ク諸腫物ヲ治ス、然レトモ地僻ニシテ旅客ノ来浴スルモノ稀ナリ。

A
川南村

本村は古より由布郷に属し、昔は石松・山崎・平の三村に分けていたが明治八年二月合して一村となり川南村と称した。

東は東山村に原野を以て界し、西北は川北村に由布川中央を以て境し、西南は中川村と城岳とコロケ台諸山脈を境とし、北は耕地・山谷を以て川上村と相接す。

(一) 加勢湯、荒湯、芝石湯、金子湯

湯質皆同シク鉄気ヲ混ス、痼痛ニ宜シ、浴場各壹ケ所、逆旅ナシ、只々土人ノ浴スルノミ。

B
加勢鉱泉 速見郡川南村字加勢

○位置景況 湯ノ平往還ノ西側、人家ノ間ニ在リ、源泉ハ浴池ノ南ヨリ湧出ス。

○発見 年月日詳ナラズ。

○泉質 炭酸泉

無色透明無臭無味ナリ、其反応ハ微亜兎加里性ニシテ一リツトル中固形分〇、八六瓦ヲ含有セリ。

○温度 百四十七度

B 荒井鉱泉 速見郡川南村字荒井

○位置景況 湯ノ平往還ノ南ニシテ東北二面ハ人家ニ接シ南ハ林丘ヲ負フ。源泉ハ浴池ノ東石壁ノ間ヨリ流出シ土人ノ澡浴ニ供スルノミ。

○発見 年月詳ナラズ。

○泉質 淡黄色無臭無味ナリ、其反応ハ亜兎加里性ニシテ一リツトル中固形分〇、六二瓦ヲ含有セリ。

○温度 百三十六度

B 柴石鉱泉 速見郡川南村字柴石

○位置景況 本村ハ由布嶽ノ支脈南山ノ麓ニ在リ、泉ハ湯ノ平路ノ北、水田ノ間ニ在リ、田頭崖石ノ間ヨリ噴出ス此地近傍白色ノ軟石悉ク木葉、樹枝等ヲ混化シテ形ヲ成セリ、故ニ柴石ノ名アリ。

○浴客 平均壹ケ年大凡千四百三十人

○発見 年月詳ナラズ。

○温度 百二十七度

C 柴石ノ湯

川南村字柴石、湯平往還ノ北側ニ在リ、田頭崖石ノ間隙ヨリ湧出ス。

○温度 五十三度

○同村ニ荒井ノ湯、御夢想ノ湯、田中市ノ湯、加勢ノ湯等アリ。

以上ノ各村ノ諸泉中嶽下ノ湯、柴石ノ湯ハ塩類泉ニシテ余ハ皆炭酸泉ナリ。

炭酸泉ノ医治効用ハ別府村補湯ニ同シ。

B 御夢想鉱泉 速見郡川南村字御夢想

○位置景況 湯ノ平往還ノ南、人家庭園ノ間ヨリ湧出セリ

○発見 年月詳ナラズ。

○泉質 炭酸泉

無色透明無味ニシテ稍々不快ノ臭氣アリ、其反応ハ亜兎加里性ニシテ一リツトル中固形分〇、四五瓦ヲ含有セリ

○温度 百二十九度

B 田中市鉱泉 速見郡川南村字田中市

○位置景況 水田ノ間ニ在リ小池状ヲ成シ、源泉其底ヨリ湧出ス。

○発見 年月詳ナラズ。

○泉質 炭酸泉無色稍々透明無臭無味ナリ、其反応ハ亜兎加里性ニシテ一リツトル中固形分〇、八瓦ヲ含有セリ。

○温度 百四十一度

A 川北村

本村は古来由布郷に属し、往時は荒木・石武・光永ミツナガの三

村であつたが明治八年二月合して壱村となつた。

東は川上村に耕地山野を以て境し、西南は川西村と耕地・山林・原野を以て接し、南は川南・中川兩村と油布川の中央を以て境とし、西北は玖珠郡日出生村と山野を以て境としている。

(一) 石武湯

湯質鉄質ヲ混ス、疝痛及小瘡ヲ治ス、浴場壺ケ所、逆旅ナク旅客ノ来浴スルコトナシ、只々土人ノ入浴ニ供スルノミ。

B 沼川鉾泉 速見郡川北村字石武

○位置景況 ○地勢ハ概ネ川上村嶽下鉾泉ニ同ジ、泉ハ水田ノ間ヨリ湧出シ竹笕ヲ架シテ之ヲ浴槽ニ引ク、泉源ノ南二十間余、別ニ熱泉ヲ噴騰ス、之ヲ地獄ト称ス。

○泉質 炭酸泉

無色透明無臭無味ナリ、其反応ハ亜兒加里性ニシテ一リツトル中固形分〇、六五瓦含有セリ。

○温度 百四十一度

C 沼川ノ湯

川北村字石武ノ田間ニ在リ、泉源ハ停蓄シテ小池ヲナシ竹笕之ヲ引キ浴池ニ注入ス。

○温度 六十一度

(二) 湯ノ鼻湯 (A)

湯質石灰硫黄ヲ帶フ、其色玲瓏味淡シ、疝痛及ヒ癩疾ニ效アリ、浴場壺ケ所、逆旅ナク旅客ノ来浴スルナシ。

B 湯鼻鉾泉 速見郡川北村字光永

○位置景況 西南二方ハ一路ヲ隔テ水田ニ接シ、東ハ人家ニ対シ北ハ山林ヲ負フ。源泉ノ傍ニ浴場ヲ設ケリ。

○発見 年月詳ナラズ。

○温度 百二十七度

C 湯ノ鼻ノ湯

川北村字光永ニ在リ。

○温度 五十二度

(二) 橋ノ本湯 (A)

一二八山湯ト称ス、湯質硫黄及ヒ鉄質ヲ混シ、其色常ニ濁リ臭氣アリ、疝痛ニ効アリ、浴場壺ケ所、逆旅ナク土人ノ浴スルニ供スルノミ。

B 橋本鉾泉 速見郡川北村字光永

○位置景況 北ハ山林ヲ負ヒ、南ハ細路ヲ隔テ由布川ニ沿フ。源泉ハ路南ノ川畔ニアリ。

○発見 年月詳ナラズ。

○泉質 炭酸泉

無色透明無臭無味ナリ、其反応ハ亜兒加里性ニシテ一リツトル中固形分〇、七一瓦ヲ含有セリ。

○温度 百二十九度

C 橋本ノ湯

沼川ノ湯ノ西ニ在リ。

○温度 五十四度

(四) 熱湯 (A)

湯質鉄氣ヲ混ス、浴湯ニアラズ、俚俗大地獄、小地獄ト云フ、熱氣強ク、沸湯多量、稻澁或ハ麻櫛、苦參等ヲ煮ル。只々一郷ノ便宜ニ供スルノミ。

A 塚原村

本村は古より由布郷に属し古來分合なく、東は鶴見村に字硫黄山及び内山・立石村に、鶴見山の嶺をり、西は宇佐郡寒水・萱籠の兩村に山林原野を以て境とし、南は川上村に山野・東山村に由布岳及び原野を以て界し、北は南畑村に原野・天間村に原野並びに道路を以て境している。

(一) 硫黄山湯

湯質多量ノ硫酸ヲ含ミ、其味峻酸、臭氣烈シク飲ムベラズ、疝痛及ヒ疥癬小瘡等ニ効アリ、浴場壹ヶ所、湯瀑壹条、逆旅二戸、一歳ノ浴客大凡一万人

D 塚原温泉

塚原温泉は別府町より西北四里で、鉄輪温泉場を経て行くのが道順である。

本泉は切瘡・諸瘡及び眼病に特効があると云うて居る。医治効用は梅毒・鉛汞中毒・節及び関節痲痺質斯・生殖

器諸病・胆疱疹・養疹・鱗屑疹等に適應するのである。而して其泉質は硫黄泉で性状は微白濁半透明で、盛んに硫化水素の臭氣を放つ。其反応は酸性で之を煮沸するも、毫も変化せぬのである。

又気温摂氏十七度に於ける泉温同四十九度で一リツトル中四、五七五六瓦ノ固形物を含有する。

A 谷川村

本村は古來由布郷に属し、元津々良・山浦・畠三村であつたが明治八年三月三村の地各壹部を割て新に壹村を作り谷川村と称し残村地域は川西・下川の兩村に併合した。

東は下川村と隈の橋及び原野を以て界し、西は玖珠郡田野村と原野を以て界とし、南は又同村と光明山嶺を以て界し、北は山下池及び原野を以て川西村と界している。

(一) 上ノ湯

湯質金氣ヲ混ス、清淡飲ムベシ、傷寒、疝痛、癰氣、胸痛等ニ効アリ、浴場壹ヶ所、逆旅三十戸、一歳浴客五千人

(二) 下ノ湯

湯質金氣ヲ混ス、効能上ノ湯ニ同シ、浴場壹ヶ所、逆旅二十七戸、一歳浴客大凡六千人

(三) 湯ノ平湯

湯質銀氣ヲ混ス、飲浴シテ能ク腸癰、腫膿、疝痛ヲ治ス

B

浴場壹ヶ所、逆旅二十七戸、一歳浴客大凡六千人

湯ノ平鉱泉 速見郡谷川村字湯ノ平

金湯、銀湯、助高湯、明治湯、新湯

○位置景況 西南北三面ハ由布、鶴見ニ嶽ノ支脈ナル山巒重疊シ東北隅僅ニ開豁ニシテ、湯ノ平川南山ノ間ヨリ東北ニ流れ、川ノ西側処々ヨリ源泉湧出ス、而シテ金湯ハ西南北ノ三面路ヲ隔テテ人家ニ接シ泉ハ木竈ヲ架シテ浴槽ニ引キ、且ツ川水ヲ通シ、熱度ヲ減ス。銀湯ハ西ニ山林ヲ負ヒ、南ハ人家ニ連レリ、其南人家ノ間ニ在ルヲ助高湯、又南ニ在ルヲ明治湯ト称ス、竹筧ヲ以テ川東ノ人家ニ引キ浴槽ニ注ク。新湯亦川畔ヨリ湧出セリ、此地人家八十余戸ニシテ客舎三十五戸アリ、川ヲ夾ミテ小聚落ヲ成ス、道路ハ大分県庁ヨリ大分郡ヲ經テ此ニ至リ、岐シテ三条ヲ為シ、西ハ直ニ玖珠郡ニ達シ、南ハ大分郡ヲ經テ直ニ、郡ノ諸村ニ連リ、北ハ川上駅ニ通ス。皆山路崎嶇ニシテ往來不便ナリ。

○浴客 平均壹ヶ年大凡六千零二十四人

○発見 年月詳ナラズ。

○泉質 塩類泉

(1) 金湯

無色無臭ニシテ鹹味アリ、其反応ハ亜児加里性ニシテ一リツトル中固形分一、四三瓦ヲ含有セリ。

温度 百九十七度

(2) 銀湯

無色透明無臭無味ナリ。其反応ハ亜児加里性ニシテ一リツトル中固形分〇、七七瓦ヲ含有セリ。

温度 百三十一度

(3) 助高湯

無色透明無臭ニシテ味微鹹ナリ、其反応ハ弱亜児加里性ニシテ、一リツトル中固形分一、一四瓦ヲ含有セリ

温度 百二十五度

(4) 明治湯

無色無臭無味ナリ、其反応ハ弱亜児加里性ニシテ一リツトル中、固形分一、二四瓦ヲ含有セリ。

温度 百四十度

(5) 新湯

淡黄褐色無臭ニシテ鹹味アリ、其反応ハ弱亜児加里性ニシテ一リツトル中固形分一、四六瓦ヲ含有セリ。

温度 百二十九度

湯之平

C

人家櫛比、客舎甚タ多く、善ク浴客ヲ懇待ス。此地ハ山林深茂、溪水奔流、景致甚タ清幽ヲ以テ閑雅ヲ好ムノ浴客ニ宜シク又避暑ニ最モ宜シ。古昔ヨリ南豊ノ浴場中推テ有名ノ処トス。

金ノ湯

人家ノ下、湯之平川ノ西側ニ在リ、浴池巨大、構造亦宜シ、泉源ハ浴池ノ側ニ在リ、木篋ヲ通シ、池内ニ注入、温度ノ高ヲ以テ旧時ハ川水ヲ和シ適宜ノ温トナシ澡浴ニ供セシモ、今ハ放冷シテ浴客ニ便セリ。

○温度 八十九度（泉源）

○性状 無色清澄ニシテ微ニ一種ノ馨味ヲ有シ兼テ微弱ノ塩味ヲ帶フ。

○泉質 炭酸性塩類泉

○本泉 一リツトル中一、四六五八瓦馬ノ固形分ヲ含有ス

○俗間伝称ノ効能 疝痛、痛風、積聚、痰喘、心腹痛、留飲、小瘡

○医治効用 泌尿生殖器、咽喉気管ノ諸病、瘰癧、腸胃ノ慢性諸病、皮膚諸病、慢性荳痺ニ適応ス。

C 銀ノ湯

東北ハ湯平川ニ沿ヒ、西ハ山林ヲ負ヒ、南ハ人家ニ連ル

○温度 五十二度

○性状 無色清澄ニシテ、微ニ硫化水素ノ臭氣アリ。

○泉質 金ノ湯ニ同シ。

○本泉 一リツトル中固形分一、〇二六四瓦ヲ含有ス。

○俗間伝称ノ効能 黴毒、胸痛、腹痛、疝痛、腫物、金瘡

○医治効用 金ノ湯ニ同シ。

C 新湯

○温度 五十八度

○性状 無色清澄ニシテ臭氣ナシ。

○泉質 金ノ湯ニ同シ。

○本泉 一リツトル中固形分一、二九二瓦ヲ含有ス。

○医治効用 金ノ湯ニ同シ。

○其他助高湯明治湯アリ、泉質相似タリ。

七、浜脇地区温泉衰微の経過とその原因

(1) 経過

浜脇地区の温泉（朝見川以南の温泉群）は別府温泉の中で最も古くから知られ、開発せられた温泉群であるが、その変動衰微も最も顕著である。

現在の東西温泉も昔時は字西町にあつたが泉脈が漸次海浜に降下し、温度も又大いに冷却したので天明二年に今の地に浴槽が移されたと。⁽¹⁾又明治時代まで盛んであつた薬師温泉は全く姿を消している。特に大正の初め頃より衰微の徴候を示し初め、昭和八年以降は急激に衰微し一〇〇口以上あつた活動温泉口も、昭和二十七年頃は一〇口余りに過ぎなくなり、又浜脇有志の醸金によつて、昭和六年十一月三日、折角浜脇東浜に竣功した「靈砂泉」は、館内砂湯場の外に普通の浴場

を備え、採光宜しきを得て、露天浴場と毫も異なることのない御殿造りの頗る瀟洒な浴場であつたが、全く用をなさなくなり、遂にそのかげを見ることが出来なくなつた。

この衰微の主要原因に就いては現在直ちに判断するに足る資料は十分にはないが、京大別府研究所が大正十三年調査したところによると、浜脇地区は一九〇〇年（明治三十三年）頃より、開発が盛んになり、一九一二年（明治四十五年）の県令による取締規則の発布まで濫掘され、その為め全口数の八〇％は既に明治時代に穿掘されている。

浜脇地区以外に於いても略々浜脇と同様の経過をたどつていたが、取締規則制定後十年間は尚毎年二十口前後の増加を示している。即ち過去三回の一斉調査時に於ける活動口数・泉温・湧出量・湧出水位・穿掘深度に就いて調べた結果は下表の如く成る。

一九一二年（明治の末期）頃の浜脇地区の活動口数は大正十三年の調査から一〇五口程度と推定せられる。

オ一・二表で明らかな如く、年次と共に活動口数の減少は大きくなつてゐる。これに対応して平均泉温・総湧出量の減少並びに平均湧出水位の低下が見られる、特に一九三三年（昭和八年）以降の減衰は顕著である。

オ三表の浜脇以外の地区は一九三三年では泉温・湧出量共に増加、一九四九年は泉温は低下を示すも湧出量は尚増加を

オ一表 浜脇地区温泉

調査年次	活動口数	平均泉温	平均湧出量	総湧出量
1924	83	50.°76C	9.05 L/M	874 L/M
1933	52	48.°65C	14.91 L/M	820 L/M
1949	19	44.°28C	13.63 L/M	259 L/M

オ二表 浜脇地区温泉

調査年次	1924	1933	1949
平均湧出水位	地下 144cm	184cm	304cm
平均穿掘深度	33m	62m	62m

オ三表 浜脇以外の旧市内温泉

調査年次	活動口数	平均泉温	平均湧出量	総湧出量
1924	650	53.°74C	14.13 L/M	9.19m³/M
1933	645	54.°50C	17.35 L/M	11.20m³/M
1944	625	52.°35C	19.90 L/M	11.48m³/M

示しているが、全熱勢力は減少である。この変化は温泉熱源の衰微を表わすものかどうかには就いては現在他の資料により検討中とのことである。

(2) 衰微原因の考察

一般に温泉の衰微原因は次の二つに大別されると思う。

1. 自然的な原因
2. 人工的な原因

1. の原因は例えば温泉熱源の減退、温泉通路の変化、2. は閉塞等で人為では如何とも出来ない原因、2. は濫掘の影響、

この温泉脈に關係のある他地方の開発による影響等が考えられる。

浜脇温泉の場合は、上記資料だけでは之等原因の何れであるか、断定出来ないが、上記調査の結果次に述べる事項は原因探究に一つの指示を与えるものと思う。

(1) 明治末期の活動温泉口は一〇〇米平方に三十数口あり、別府温泉では現在までの最大密集度を持つていた。

(2) 浜脇地区以外は今三表の如く年次と共に湧出量は増加の傾向にあるもこの中、南部の浜脇に最も近い地区では活動口数が年次と共に減少している。この地区と浜脇とは何等かの関連がある様に思われる。尚、山の手の乙原・観海寺附近の噴気孔穿堀の影響も考えられるが今の処明瞭な相關關係は見出せない。これ等の關係は将来研究の必要があるものか、若し別府温泉全体的なものであるならば、末端的な位置の浜脇温泉が先づ衰微を示したと云う解釈もなされるのではなからうか。別府温泉(旧市内)の検討が纏まれば判明すると思う。⁽²⁾

備考 以上は昭和二十八年三月刊「大分県温泉調査研究会報告」四号所載、山下幸三郎氏の別府市浜脇地区温泉衰微經過について」による。

理学博士瀬野錦蔵氏(別府地球物理研究所)は「温泉の開発が進んでくると、お互の温泉の距離は接近する。こうなると、本来の地下温泉伏流は同じなのであるから、温泉流量が一杯々々に利用されるため、一つの温泉の湧出又は停止が周辺の温泉に影響を及ぼすに至る。この問題が温泉法の制定以来、屢々取り上げられている。或る温泉地では訴訟事件にまでなつた。温泉の密集している別府では特にこの問題が多い。

この温泉相互の關係は地下構造にも關係している。昔來えた浜脇温泉は今殆んど衰亡している。この温泉地区は別府南部の最下流にみられるが、又観海寺断層の延長上にあり、更に延びて田ノ浦沖の海底ガス湧出地点に到る。この断層近くの一つの穿堀により、水蒸気を多量噴出する噴気孔の数が次々に増加してきた。一つの噴気孔の出す熱量は、冷水を温めて優に五十孔の温泉に匹敵するものもある。この噴気孔の増加により下流では熱供給が減つたと考えることも無理ではない。下流の温泉は水を出し、上流の噴気孔は水蒸気を出して、一見無關係のようであるが、別府温泉は岩漿水より来る水蒸気が熱源であるから、卑近な例を引くと、蒸気がわかす風呂の例で、その蒸気が岩漿水の水蒸気にあたり、風呂水たる地下水をわかすのである。この水蒸気のパイプに穴をあけるのが噴気孔であるたとえるならば、下流の温泉に影響す

る理が納得出来るのではなからうか。」と云っている。⁽³⁾

文献

1. 別府町史

2. 大分県温泉調査研究会報告才四号

3. 阿蘇国立公園拡張地資料「別府から九重え」所収「温泉相互の關係」

八、明治末期の別府温泉

明治四十四年九月、実地調査を遂げた別府町の温泉場は其町有に係るもの二十四個で、泉源は穿湯十七個、自然湧出七個、浴槽の数百零四、個人の私有に係るもの五百六十九個で泉源は穿湯五百五十九個、自然湧出十個、浴槽の数七百十四の多数を算するに至っている。而して大正元年頃の旅館の数は、大小通じて二百戸に及び、其中流以上にあるものは、構内概ね泉泓を有せないものはなく、高等旅館に至つては三泓若しくは四泓を有するに至っている。

又、公共の泉場として町有に係る当時著名のものは左の七泉場であつた。

泉場名	泉質	温度	所在地
不老泉	炭酸泉	四十九度	大字別府
霊潮泉	同	四十八度	同
東温泉	食塩泉	六十度	大字浜脇

西温泉 炭酸泉 五十六度 大字別府
 乾液泉 炭酸性塩類泉 五十一度二 大字別府
 楠温泉 炭酸性単純泉 四十九度 同
 畦無温泉 同 五十七度七 同
 旅館の宿泊浴客はその多きもは一歳中の延人員二万四千人に及び、最も少なきものでも四、五百人を降ることはなかつた。左に明治三十九年より四十四年までの浴客人員を挙げれば、

明治三十九年度	三十九万五千三百〇〇三人
同 四十年度	四十万八千二百十四人
同 四十一年度	四十四万九千〇〇十六人
同 四十二年度	四十四万五千三百九十人
同 四十三年度	四十六万一千一百八十二人
同 四十四年度	五十四万四千五百〇〇九人

備考

1. 右は客舎に於ける宿泊名簿記載により計上したもので、實際は此他は当時県下各沿海地方より、船を饒して来集し、湯治をなす者で、勿論宿泊簿に登録せないものがあり、其他所謂日帰りなるものがあるが右人数には加えていない。蓋しこれらは恐らく其の数十数万を降らないであらうと思われる。

2. 浴客の増加と共に其の種類も頗る上進し、特に鉄道大分線の開通と別府ホテルの開始以降外人の来遊漸次其数を加え、四十四年一ケ年間総数二百十名を数え、前年より

百四十名の増加を示している。

3. 当時朝鮮、満洲、上海、台灣、浦塩等各方面よりの来浴者増加の傾向あり。

4. 町役場に温泉課を設け温泉に関する諸般の調査、改善の設備に従事する外、団体及び諸名士の来遊毎は送迎の任に当り、各旅館を巡視して来客待遇の指導注意をした。

5. 本資料は別府町史による。

九、温泉行政

温泉を以て生命とした京都別府は、曾つて温泉行政を主宰した職司はなかつた。唯々幕政時代に於いて、日田駐在西国郡代が家舗段免（宅地租）には十四割三分八厘四毛余の高率を課したが、温泉保護のため如何なる政策を執り来つたか、未だ文献の徴すべきものがない。

明治維新後、当初単に入浴料徴収人と云う者を置いて、所謂湯銭を徴収したが、別府・浜脇両町が合併後、明治四十二年三月の町会で上等温泉取締規定、及び入浴人待遇方法を議決し、更に同年八月の町会に於いて、海岸砂湯管理規定をも制定し、同時に温泉事務員を設置した。是が別府に於ける温泉行政の嚆矢である。ついで明治四十四年、吉田嘉一郎町長時代遂に温泉課が新設され課長を助役が兼務した。是より別府の温泉行政が稍々緒に就き、広く別府温泉を宣伝すると共

に、漸を追うて公衆浴場の改善が加えられた。其後大正十四年八月始めて別府市特別税入湯税が新設された。

別府市に於ける浴場は、公衆浴場以外、個人の邸宅内にある浴場、所謂入湯は当初甚だ少数で、明治二十一年別府村戸長武田穠三氏の調査によれば米屋外十数戸に過ぎなかつたが両町合併数年後の明治四十四年九月の調査に依れば、町有温泉二十四個で、泉源穿湯十七個、自然湧出七個、浴槽の数百四個、個人所有は其数五百六十九個で、泉源は穿湯五百五十九個、自然湧出十個、浴槽数七百十四の多きに達し、濫掘の弊漸やく滋くなつたので、県では温泉穿掘に制限を加うる必要を感じ、明治四十五年六月五日を以て、県令鉦泉取締令を公布実施した。昭和七年末の調査に依れば公有温泉八十二、孔有温泉一千百七十四孔、合計一千二百五十六孔となつてゐる。

大正十三年四月市政施行と共に、元大分県保安課長警部小野七郎氏が温泉課長となり、鋭意温泉行政を督励し、温泉課の事務を、温泉・補勝の二部に区分し、温泉部に於いては、温泉の調査研究・温泉地帯の開発・温泉場改良・温泉宣伝・市設温泉の管理並びに使用、浴客数の調査並びに統計等の事務を掌り、補助部に於いては、市設公園及び名勝旧蹟其他風致の保護に任じた。

別府町上等温泉取締規程

才一条 上等温泉の入浴時間は午前五時より午後十二時迄とす。

才二条 左の事項の一に該当したるものは、入浴を拒絶する事あるべし。

一、公衆の忌避する疾病若くば伝染病の恐れありと認めたる者

一、入浴場の秩序を紊り、看守人の制止を肯せざる者

一、大酔したる者

入浴人待遇方法

一、不老泉特等、上等及び西温泉上等の入浴者に対しては左の待遇を為すものとする。

1. 不老泉 特等入浴券を所持する浴客は三階に案内し、茶桌、浴衣、手拭、石鹸を供す。才一種入浴券を所持する浴客は二階に案内し茶を供す。才二種入浴券を所持する浴客は単に上等温泉入浴に止るものとす。

2. 西温泉 才一種入浴券を所持する浴客は三階に案内し、茶を供す。才二種入浴券を所持する浴客は単に上等温泉入浴に止るものとす。

海岸砂湯管理規定

才一条 海岸砂湯は本規定に依り之を管理す。

才二条 海岸砂湯は入浴料及び衣服携帯員管理料として一浴金三銭を徴す。

但し、六才以上十才未満は金二銭とす。

入浴時間は一浴三十分以内とす。

才三条 砂湯の設備は町に於て之を為し、其使用に就ては、之を請負人に渡す事あるべし。

才四条 前条に依り、砂湯を請負人に渡さんとする時は競争入札に付するものとす。

但し、本町に於て必要と認めた時は指名競争入札に付する事を得才五条前各条に規定するものの外必要ある事項は町長之を定む。

一〇、湯 株

別府の湯株に就いて大正三年別府町役場発行佐藤蔵太郎氏編纂の「別府町史」には次の如く書かれてある。

別府には従来湯株なるものを設け、漫に個人をして泉泓を開鑿せしめざるの制度行はれたるが如し。蕉記の録する処に拠れば、文化中別府に於て湯株を有したるは左の十八戸にして、当時新たに湯株を受得たるもの三戸あり、其屋号人名は次に示すが如くなるも、此等の家毎に必ず一の泉泓

を有せしと云ふにあらざるべく、只湯株なるものは、当時入湯客をして、之れを自家に宿泊せしむるの權利、即ち宿屋たるの權利を有したるまでのものにて有しならんか。

府内屋太郎兵衛、中津屋勘兵衛、天満屋三郎兵衛、伊予屋利右衛門、三佐屋七郎右衛門、延岡屋孫之丞、田中屋茂兵衛、杵築屋半兵衛、竹田屋善右衛門、角屋源左衛門上角屋太兵衛、豊前屋兵左衛門、楠田屋源右衛門、植田屋次郎兵衛、国東屋九左衛門、布屋平之丞、小倉屋勘右衛門、伊勢屋孫左衛門

新株三戸

竹田屋九兵衛、中津屋清右衛門、角屋六左衛門

而して昭和八年別府市教育会の編輯兼発行にかかる「別府市誌」には前文を引用して左の如く書いてある。尚、

以上の沿革（別掲別府温泉の沿革）に依り、能直入国以来大友氏歴世相累ねて、泉政に留意関涉したる一斑を看るべし。降りて徳川幕府の泉政如何は、其の詳細を徴すべき文献に乏しと雖も、旧記の録する所に拠れば、由来別府には湯株と云ふものを設け、漫に個人をして、温泉を穿鑿せしめざる制度行はれたり。即ち文化年中、別府に於て湯株を有したるは、左記十八名にして、又新に湯株を獲得したるもの三戸あり。

（左記は前掲につき再録せず）

これに對し堀博忠氏は其著「別府三百年史」中に次の如く論評してある。

「湯株」に就いて別府温泉に関する、最も權威ある著書と云われる、別府市誌又は二、三の別府温泉誌は「湯株」とは、みだりに穿堀をゆるさざる制度にして、個人獲得の内湯なり」と述べているが、別府市誌の編輯委員には多数の別府はえ抜き、識者を以て網羅していたにも拘わらず、それら委員は「湯株」を「ゆやど」と慣称していた当時の用語すらわきまえざりしとは、不見識も甚だしいと言わざるを得ない。何れにしても「湯株」をば、濫掘防止策の制度なりと大胆に述べられたるは、いささか痛みいるが、軒端・田の中・溝の中等の至る所に自然湧出していた、当時の別府温泉は、何も斯かる制度をもうけねばならぬほど、濫掘する必要はなかつたのである。大方の周知の通りである明治年間ですら、大部分の浴場は、自然湧出の箇所を、すき・くわで二、三尺掘り拡らげて、浴場としたものであつて、現今の如き、湯突き方法など絶対に必要としなかつたのである。

濫掘云々が叫ばれたのは、現今の湯突き方法が考察されてからの事であつて、近々二、三十年來の事である。云々一般に云う湯株とは封建都市の銭湯營業權・湯屋株で、関西では風呂株とも云われている。同業組合である株は商人・

職人ともにあつて、重要なものは間屋株であるが、髪結床・風呂屋・質屋・古道具屋などは、間屋より早く株が定まつた一六二六年（寛永二年）の大阪には、質屋株六六七軒、煮売株二一軒に並んで風呂株二四軒女一人があつた。江戸では慶長（一五九六—一六一四）年間はじめて銭湯が出来、一六三八（寛永十四）江戸中の風呂屋女を三人限りに命じ、すでに湯女の悪弊がみられたことを示している。

別府の湯株も本来は佐藤氏が述べてある様に当時入湯客を自家に宿泊せしむる権利即ち湯宿の権利であるが、当時の別府の実状は湯宿の殆んどは自然湧出の源泉場所が、或はその協同浴場附近にあつたので、特に穿掘の必要を認めず湯宿の制限は延いて、源泉の保護となり、濫掘否新たに人工を以つて新源泉を穿掘する必要はなかつた訳である。従つて当時の別府の湯株とは事実上湯宿の権利であつたと推定される。

因みに、佐藤蔵太郎氏が明治二十一年温泉記を著作の際、時の別府村長武田穠三氏が提供した資料によると、当時の調査結果は別府にて自己の邸内に内湯即ち構内泉泓を有したの

は左の数家に過ぎなかつたと。
米屋堀礼蔵、国東屋安部丈蔵、佐伯屋甲斐元太郎、中津屋
国前賢治、天満屋安部三郎、府内屋日名子太郎、煙草屋荒
金猪六、筑前屋井手安次郎、よるか江上きぬ、阿川屋佐藤
新平、住吉屋永井栄三郎、豊前屋小山守人、新湯前恩田友

十郎、若松屋松尾亀四郎

文獻

1. 別府町史
2. 別府市誌
3. 別府小史
4. 別府三百年史
5. 郷土史辞典

一一、別府温泉地域の地質

火山地方にある温泉の大多數は角閃安山岩・輝石安山岩・雲母安山、又は是等の集塊岩が凝灰岩の中から湧出するのが当然である。今、火山岩の裂目から湧出する温泉の所在地と岩石とを示せば左記の通りである。

郡名	町村名	字名	泉名	地質
速見	別府		楠	角閃安山岩
同	同		不老泉	同
同	同		霊潮泉	同
同	同		朝見	同
同	同		浜脇	同
同	同		浜脇	同
同	石垣	南立石	観海寺	同
同	同	同	上ノ田	角閃安山岩及 其集塊岩
同	同	堀田	堀田	角閃安山岩
同	朝日	鶴見	地蔵	同

れば、それを見知つた古代人は、そこに人智の量り知るべからざる偉大な力のある事を感じ、それを神とか仏とかの靈驗に帰せうとした事は不思議ではないと言うよりも寧ろ、それが自然である。然らばその靈妙不可思議な力の所有主である神仏をここに祀つて其の鴻恩を称え、其の靈威に報酬しようと考え事事も、又その湧き出る温泉の効力が久遠に不易である事を希う心から、その泉の保護者として、それに相応した神仏を茲に勧請する事も又自然の帰趨であらう。

ところで温泉の神として全国的に祭られた神社を延喜式神名帳から見ても、又現在各地にある温泉神社によつても、大己貴神と少彦名神が最も多く他は温泉に関連する火山に係ある神である。(1)

大己貴・少彦名の二神を祭るのは恐らく、大己貴神が伊予国で勞わらせ給ひし時、宿奈毘古那神が豊後大分の速見湯即ち別府の温泉を下樋で引いて浴みさせ給うた記事が、釈日本紀十四に引く伊予国風土記に出ているのと、両神が共に医薬の神であるからであらう。尤も風土記には宿奈毘古那神が病気で大己貴神が湯を引いたと反対になつてゐるが、之れは伝写の誤りと云われている。

親房の准后記には伊豆国風土記を引いて、大己貴神・少彦名神二神、我が秋津洲の民の夭折を憫み、禁・薬・湯泉の術を始め給うとある。(2)

浜脇薬師堂は神武天皇御入浴の聖地と伝承される御跡に温泉守護神として、大己貴命・少彦名命・猿田彦命を祭る温泉明神社を建てたのに由来すると伝えられている。(3)

別府字原の温泉神社は、初め朝見にあつた大歳神を祭る長谷神社と、迦具土命を祭る同所字山下にあつた愛宕神社とを許可を得て大正八年十二月二十一日に合併奉祀すると共に、大穴牟遲命・少彦名命をも合祀して温泉神社と改称したものである。(4) 其他既出編年別府温泉の沿革の事例参照

註 (1) 地球才二卷才一号一〇三頁

(2) 佐藤三郎著「新撰諸祭神名總覧」

(3) 別府三百年史

(4) 別府市誌

一四、別府の温泉と仏教

本邦各地の有名な温泉場には大抵寺があつて其大多數は真言宗に属し、本尊は薬師如来が多い。伝説に因る温泉の開祖は行基か弘法の様な高僧が多い。元来仏教は熱帯の印度に起つた宗教で、従つて印度人は昔から河水に浴して身心を清むる習慣があつて、彼のガンガ河(恒河)の如きは神聖な処として現今でも一日に幾度か河水に浴して身を清めると云うことは、印度仏教徒の熱心に実行して居る修業の一つである。

昔、釈迦も其修行の最中に尼連禪河に浴して身を清め、心機

一転して更に菩提樹下の修業にかかれたと伝えている。斯く印度には昔から入浴の習慣が旺盛であり、又炎熱の關係上・生活上からも水浴が必要であつたに相違ない。故に仏經には身心洗滌の事が処々に説かれ、我が国の仏教繪巻物にも浴室があり、施浴が行われ、寺院で沐浴が盛んであつた。我が國のミソギの習慣は印度以来の仏教に於ける修行の方式と調和し合躰して、愈々確乎不拔のものとなつたもので、今日神や仏に奉仕するには必らず齋戒沐浴して身心を淨むる事になつてゐる。真言宗には灌頂と云うて、法水を受者の頂に灌ぐ法式があつて、耶蘇教の洗礼に似てゐる。其他華嚴宗でも天台宗でも禪宗でも沐浴と云う事は重要な事になつてゐて、東大寺でも大徳寺でも南禪寺でも相國寺でも何れも立派な浴室が昔から建てられてある。かく仏教では沐浴を重んずるから日本に於いて温泉の多數が高僧の発見として伝えられいるに何の不思議もない。温泉に藥師如来を本尊とする寺の多いのは温泉がよく難病を治するという關係からであるのは勿論である。無量壽經中極樂淨土の莊嚴を示す処に左の如き宝池と菩薩の沐浴が説いてある。

内外左右。有_二諸浴池_一。或十由旬。或二十三十乃至百千由旬、縱橫深淺各皆一等、八功德水、湛然盈滿、清淨香潔、味如_二甘露_一、(中略)彼諸菩薩、及_二聲聞衆_一。若人_二宝池_一、意欲_レ令_二水没_レ足、水即没_レ足、欲_レ令_二至_レ膝、即_二至于_レ膝、

欲_レ令_二至_レ腰、水即至_レ腰、欲_レ令_二至_レ頸、水即至_レ頸、欲_レ令_二灌_レ身、自然灌_レ身、欲_レ令_二還_レ復、水輒還復、調和冷煖、自然隨意、開_レ神悅_レ體、蕩_レ除_レ心垢_一。

是は宛然温泉の功能盡と云つてよい。されば沐浴によつて心身の苦惱を脱却し、垢汚を蕩除する事は、元來仏教の重要視する處であつて、温泉浴の如きも仏教によつて奨励せられた事が決して尠くないと思われる。(1)

我が國へ仏教渡來當時は文化の程度が低かつたにもかかわらず、比較的早く國民一般の間に行き亘つて信ぜられたのは仏者の努力が専ら交通・土木の方面から救済・慈善の方面に向けられた賜物であつて、施藥療病の方面に対する信徒の盡力は實に目覚ましいものと云わねばならない。聖徳太子の施藥・療病以下の四院の建立は申す迄もなく、やがては光明皇后の皇后宮職内に施藥院を置かれ、奈良期末には官立於藥院さえ設けらるることとなつたのである。この施藥療病の方面に於ける活動の源泉は即ち當時の藥師信仰であると云わねばならない。其の最も著しいものは云うまでもなく法隆寺及び藥師寺の設立で、前者は用明天皇即位の歲御惱あり、天皇は皇太子聖德法王と共に誓願を立て、平癒に至らば一寺を建立して藥師如来の像を安置せん事を約し給うたが、翌年崩御して之を遂ぐる事が出来なかつた。そこで推古天皇の十五年に至つて本寺を創建し、止利仏師をして造らしめた藥師

三尊像を安置し、後に同天皇三十年二月聖徳太子の薨じ給うや、又止利仏師をして薬師三尊の像を造立せしめて之を安置したものの即ち法隆寺であり、後者は天武天皇即位八年十一月中宮（後の持統天皇）御不忿であつた、天皇ために丈六薬師像造立の誓願を發し、其の功德によつて中宮の平癒を希うた然るに中宮の御惱みは間もなく平安を得たが、天皇は勅願の靈像漸く成らんとして鋪舎未だ遂げられない内に、即位十四年九月九日を以て騰仙し給うた。中宮（即ち持統天皇）乃ち御即位前緒を奉遵して斯業を漸く成し、その称制二年正月八日無遮の大会を設け、同十一年七月二十九日公卿百寮と共に薬師仏開眼の事を行い、次いで文武天皇二年十月四日には伽藍の結構殆んど了り、特に本願仏の名を冠せられたので茲に現存薬師寺の前身たる薬師寺は其の基礎を完成したものである。これは単にその著しい一例に過ぎないが、仏教が最初我が国民の間に信仰せらるるに至つた経路は決して頓生菩提のためとか、極楽往生のためとかではなく、こうした現世的な医薬の方面からのために信ぜられたのである事は勿論であると思う。

かくて此の薬師信仰の思想は仏教徒の事業の大部分を覆う事となつて、仏者の努力が専らその方面に向けられたものも無理からぬ事であり、多くの療病に效果のある所謂靈場が彼等仏徒の手によつて発見されたのも亦自然と云わねばならない⁽²⁾

別府の鉄輪温泉は御宇多帝の建治三年、時宗の開祖一遍上人が噴騰せる地獄を見て、法華經を一字一石に認めて之を埋め、以て蒸氣を鎮め温泉を開いたのに起因すると伝え、由布院御夢想温泉は、往時一行脚僧が流転苦難の折柄、一夜睡眠中弘法大師の靈身顯われ「此処より西方五里にして右手の形をなせる大岩がある、汝往きてその大岩の下を探らば温泉が湧出する、それに朝夕浸り温まれば汝は元より諸人の諸病が疑ひなく平癒する」との靈告があつたので、その大岩を探り温泉を発見した。依つてこれを御夢想温泉と稱し、その大岩を弘法岩と号して、日夜これに浸り病氣快癒後、其の僧は大師謝恩供養のため諸國を巡歴した」と。⁽⁴⁾

註 (1) 成章著「本邦温泉論考」温泉と仏教

(2) 地球才二卷才二号中村直勝温泉と神社

(3) 大正十二年刊「大分県速見郡案内

(4) 御仙境由布院

一五、別府温泉鑿掘の始め

近年は温泉掘鑿が制限されたので、其の風景を多く見る事が出来なくなつたが、温泉地域を廻ると櫓のような高く立つ小屋がけを見る、これは温泉を掘る湯突櫓である。

別府温泉地域も最初は勿論自然湧出のもののみであつたが温泉の開発と利用とを目的として一時はその掘鑿が盛んであつた。その為め泉源に変化を來たし濫掘の結果泉量減少又は

中止するに至る地帯も生じた。浜脇地域の泉源涸渇の原因の一つも或は濫掘によるのではあるまいかと云われている。

ところで別府温泉で、湯突きを最初に行った人は、丹波の小間物行商人であつた、別府人に馴染深い、万屋儀助で、明治初年別府仲町に定住し、店舗に接続する居宅内に十二尺掘り下げて、人工湧出せしめたのが、湯掘り即ち別府での突き湯の始まりで、それが明治十二年のことである。万屋儀助とは、初代別府市長神沢又市郎氏の先代である。(堀氏著、別府三百年史所載)

一六、許可制度の別府入湯

幕府直轄以後の別府温泉は、天領地以外の湯治者は厳しく制限し、上は領主から、下は賤民に至るまで、幕府当局の許可なくでは別府入湯は出来なかつた。故に許可範圍の湯治方法としては各藩に対し、所定金を納入せしめ、而る後、入湯許可札を交付する事になつていたので、それ等の手続を経て始めて入湯をなさしめたのである。

而してその許可は各町村ごとに月一回に限ぎられ、城下町では武家・町家各一戸、農村では一戸のみと制限されていたそれが為め手永湯治と称する接続地、三、四ヶ町村の団体湯治を多く行い、湯治期間もおおむね二旬以内と限定されていた。尤もこれらは陸路よりの入湯客であるが、海路よりの入

湯客即ち、定期船以外の入湯船客は、一ヶ町村一艘の許可であつた。尚、人員は乗船なし得る範圍内と規定されていたので、一船で優に五、六十名に及ぶものすらあつたと云われている。

遠隔地からの検船には佐賀関又は大分郡高松の原村、速見郡大神の真那井等で行われたが、その他海路客の特令として入湯船・定期船を問わず、風待湯治と称する、特殊入湯日を含味され、出帆期日を寛大にされていた。但し入湯船の湯治者に限り、湯株泊を殆んど許されなかつた。

西国筋では当時の別府入湯を、伊勢・京参りと共に日本三大旅行の一つと数え、入湯許可札を得る事は富籤以上に待望されていたとの事である。

尚、藩領地と云えども、旅館業は、当時の交通機関の長とも云うべき、幕府の道中奉行に統轄され、宿泊税をも国庫たる幕府の勘定奉行へ直接納入し、いわゆる中央行政の組織内にあつた訳である。(堀博忠著、別府三百年史)

一七、宿泊制度の変遷

入湯宿泊も昔は至極簡単であつたが、一般旅館の発達と同様、時代と共に変遷している。大体次の様に大別する事が出来る。

1. 木質

宿泊制度の最も初歩のもので古くから行われたものと思われるが、寧ろ最初はこの制度で長い間続いて来たものであるが、別府の木賃宿は世間普通の木賃宿の如く、巡礼や旅芸人を聯想する様な低級な安宿ではなく、家屋の構造・設備等概ね旅籠の宿に遜色なく、従つて凡有る階級の浴客を網羅している。木賃の制度は、室を借切るのと他の客と同宿するのとの別があり、一泊何程と云うのでなく、其宿泊に要する物品を一々細別して各々これに価を定めて客の需むる程を供給するものである。故に自分の用に足る物品を請求すればよい。

席料二種のうち一問貸切制は一室を借切り一日壹一枚に付何程と云う借料を支払いするのであるが、雜居制・一問貸切制共に室によつて善悪の等差があつて、大正初期時代は宿の方よりは朝夕一回無料で味噌汁と肴ノ物と茶とを提供していた。これ等は皆木賃即ち一種の席料の中に包含している。それで木賃宿に就かんとせば、先づ木賃の等級を選び、次に夜具・座蒲団の上下等、その入用品の上下を選んで借りる。総てが実費式で料理は任意注文も出来、又自炊も出来る極めて手軽な特有の制度である。故に長逗留する者には最も好適である。

木賃規定

大正四年頃（井上繁太郎著、別府大觀所載）

一等金三十錢、二等金二十錢、三等金十五錢、貸切木賃一日一疊二付金十錢以上二十五錢以下。但別ニ炭代申受クル事。
蒲団金三錢以上十五錢迄、敷蒲団金二錢以上八錢迄、蚊帳金五錢以上十錢以下
炭庭上等金一錢、下等八厘、日帰客三等木賃申受クル事。

備考

夜具持參の客は它等上げ申受くる事、十歳未満の者は総て半額の事
滞在客の宿料及諸費は毎日支払う事

木賃宿には一人一日貳錢五厘宛の湯銭を町村税として徴收する。

大正十三年頃（稗田武士著最新別府案内）

木賃料一等六十錢―二等五十錢―三等四十錢

木賃規定

1. 一室貸切は壹一枚金二十錢以上三十錢迄
着蒲団一枚金八錢以上二十五錢迄、敷蒲団一枚金五錢以上十五錢迄

3. 蚊帳金十五錢以上三十錢迄

木炭代は別に申受くる事

夜具持參の場合は特に各等共十錢上げ申受くる事

5. 十歳未満の幼者は半額の木賃を申受くる事

7. 日帰客は一日分の木賃を申受くる事

8. 温袍一枚金十錢以上二十五錢迄

9. 浴衣一枚金五錢以上十錢迄

10. 入湯税は市に納入に付、別に申受くる事

11. 滞在客の宿料諸費は毎日申受くる事

2. 入湯賭

旅籠料は高い、木賃は面倒だと云う人々の為にその中間制を採つた簡便な実費賭で、各等とも一日三食寝具上下一組付きで、賭料一等一円五十銭、二等一円三十銭、三等一円

3. 家庭的の貸間

庭園の中の離れ小座敷、宿屋気分を離れた趣味深い入湯が出来る。一切の諸道具付で、間代丈を支払えばよい。尤も貸間主に料理を注文すれば、総て木賃制度に做います。

4. 旅籠

旅籠とは、賭付一泊何程と云うので大概一室借りで合客などはない。主に才一流旅館がこの制度である。別府は長い間旅籠制は少なく木賃制が盛んであつた。

旅籠料規定

A、大正四年頃（別府大観所載）

イ、一泊三度賭 一等金三円、二等金二円、三等金一円五十銭、四金等一円二十銭、五等金一円、六等金八十銭但湯銭は別に申受くる事

ロ、一度賭料 一等金一円、二等金七十銭、三等金五十銭、四等金四十銭、五等金三十銭

B、大正十三年頃（最新別府案内所載）

旅籠料（甲種）特等賭一等金六円、二等金五円、三等金

四円（乙種）一等賭一等金五円、二等金四円、三等金三円（丙種）二等賭一等金四円、二等金三円、三等金二円五十銭（丁種）三等賭一等金三円、二等金二円、三等金一円五十銭

昼食賭料（甲種）特等賭一等金二円五十銭、二等金二円

三等金一円五十銭（乙種）一等賭一等金二円、二等金一円五十銭、三等金一円二十銭（丙種）二等賭一等金一円五十銭、二等金一円二十銭、三等一円（丁種）三等賭一等金一円二十銭、二等金八十銭、三等金六十銭

5. 入湯団体旅館宿料割引

旅館組合では入湯団体者のため宿料の割引をする。

大正十三年頃（最新別府案内所載）大勉強で、二食一泊で左の通り

一等金二円五十銭、二等金二円、三等一円五十銭

以上の宿泊諸制度は今日も大別府全地域内の各温泉地とも存続して、時代の推移と共にサービスの改善に万全を期しているが、一般的には何と云つても旅籠制が格段の進展を見せ、各地区共完備した高等旅館が続出、世の進展にマツチしている。特に旧別府地区内には各職域、各会社別の保養的宿泊寮が相当出来てゐる。

一八、参考文献

著者

文献名

型

頁

刊行年月

発行所

加藤賢成	豊後温泉誌	B六	七三	明治三、九、一五	甲斐治平
棉引泰	別府温泉紀事	B六	二〇	明治二七、八、一〇	武田駿太郎
佐藤藏太郎	南豊温泉記	B六	八八	明治二九、六、二〇	甲斐治平
早見多晴	塚原郷土史	B六	四八	明治四五、五、一九	著者
佐藤巖	別府温泉	三六	二八六	大五	明倫堂
井上繁太郎	別府大観	B五	四四	大四、六、二四	著者
緒方梅歌	最新大別府温泉案内	三六	一五〇	大一一〇、三、一五	和田成美堂
稗田武	最新別府案内	三六	一六六	大一一三、八、一	別府温泉案内出版部
薬師寺知龍	別府名勝解説文	文庫本	九六	昭五、一、三一	亀の井自動車K
別府市役所	別府市史	三六	五九	昭三、四、一	別府市役所
佐藤藏太郎	別府町史全	A五	一九六	大三八、九、二二	別府市役所
別府市教育会	別府市誌	A五	六〇一	昭八、八、二五	別府市教育会
大木紅塔	仙境の由布院	和半紙(菊)	五二	昭七、九、	南由布村役場
大分県	豊後国速見郡村誌(筆録)二ノ二			明治一八、六、	
佐藤藏太郎	別府温泉誌	A五		明治四二、七、一五	武田新聞舗
加藤十次郎	豊後温泉誌	A五	一二六	明治四〇、八、二〇	萩原号
不老町人	名勝解説地獄めぐり	三六	八八	昭三、七、一〇	亀の井自動車K
加藤賢成	豊後遺事	和半	二二四	明治二〇、五、五	稲光舎
佐藤藏太郎	豊後史蹟考	A五	四一九	明治三八、四、一五	甲斐書
全前	大分県町村沿革誌	A五	二〇七	明治四二、三、二五	全前
大分県	豊国小志	A五	二四六	明治四〇、一〇、一〇	全前

速見郡教育会	豊後速見郡史	A五	七五二	昭二二、三、一	速見郡教育会
別府市	昭和十一年 別府市勢要覧	B六	九四	昭二〇、一一、一五	別府市
全 前	別府市勢要覧	A五	一六一	昭二七、三、二五	全 前
速見郡文化会	速見郡町村誌	A五	二二一		速見郡文化会
伊藤常足	太宰管内誌 下巻	A五			
堀 博 忠	別府三百年史(序の前篇)	B六		昭一七、四、	別府郷土史研究会
後藤蔵四郎	肥前国 風土記考証	B六	一七七	昭八、五、二〇	大岡山書店
井上通泰	豊後風土記新考	A五	一八〇	昭一〇、一、二五	巧人書店
武田祐吉	風 土 記	A五	五四五	昭一二、四、一五	岩波書店
佐藤四信	豊後風土記之研究	A五	三五〇	昭三一、一、一	明治書院
唐橋世濟	豊 後 国 志	A五			郷土史蹟伝説研究会
	豊 陽 古 事 談	和半		昭六、九、一〇	全 前
	禪 余 集	和半		昭六、三、二〇	文芸資料研究会
藤沢衛彦	変態浴場史	和菊	一一八	昭二、九、二九	浴場新聞社
前田健太郎	東西浴場物語	和菊	二四一	昭四、一〇、一五	人 生 局
藤浪剛一	東西沐浴史話	A五	二二七	昭一九、一、二五	衛 生 局
内務省衛生局	日本鉱泉誌 下巻	A五	三九六	昭一九、二、	丸 善
地球物理学教室	地球物理(別府地球物理学研究所報告)	B五	自才一号 至才六号	昭自一二、三、三一 至自一三、三、三一	内外出版株式会社
地球学団	地球温泉号(才二巻才一号)	A五	二九六	大二三、七、一	其 会
大分県温泉調査会	大分県温泉報告 才二号 調査研究会	B五	八三	昭二六、三、一五	全 前
全 前	全 才四号	B五	三四	昭二八、三、	別府市役所
瀬野錦蔵	地学上より見たる別府	B六	五五	昭二七、三、一	別府民間伝術研究会
堀 藤吉郎	別府の伝統と情話	B六	一九七	昭三一、一〇、二五	

森 平太郎	大分県紀行文集	和菊	二三九	昭一四、四、二五	別府温泉化学研究所																																																																														
久多羅木儀一郎	脇 蘭室全集	A五	六三六	昭五、七、一	編 者																																																																														
大分県師範郷土室	別府湾を中心とする郷土研究	A五	三二〇	昭九、五、二〇	宮 崎 書 店	大 分 県	阿蘇国立公園 拡張地資料別府から九重え	B五	九〇	昭二八、三、三一	大分県計画課	寺 嶋 良 安	和漢三才図会 (縮刷)	B六	一四六三	明三九、一、二一	吉川 弘 文 館	由布院観光協会	豊府聞書 (写本)	和半	三冊		由布院観光協会	秋月 桂堂	由 布 院 温 泉	B六	一六		鳴 鶴 會	鶴 峰 戊 申	別 府 詩 史	B六	一八〇	昭三一、二、二〇	久 家 常 蔵	石川 成章	臼 杵 小 鑑	A五		昭一四、二、五	古 今 書 院	菊池 幽芳	本邦温泉論考	B六	二二四	昭三、一、一五	如 山 堂 書 店	大塚 陸太郎	別府温泉繁昌記	B六	一二七	明四二、五、五	吐 鳳 堂 書 店	酒井 谷平	鉱泉気候療法論	A五	四八六	明三七、一、一八	一 葉 社	高安 真一	温 泉 療 養	A五	三五七	明九、二、二〇	朝 日 新 聞 社	不老 暢人	温 泉 の 医 学	三六	二七〇	昭一八、	龜の井遊覧バスK K	速見 郡役所	由布院めぐり解説	文庫	一一〇	昭一一、二、一〇	速見 郡 役 所		大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五	
大 分 県	阿蘇国立公園 拡張地資料別府から九重え	B五	九〇	昭二八、三、三一	大分県計画課	寺 嶋 良 安	和漢三才図会 (縮刷)	B六	一四六三	明三九、一、二一	吉川 弘 文 館	由布院観光協会	豊府聞書 (写本)	和半	三冊		由布院観光協会	秋月 桂堂	由 布 院 温 泉	B六	一六		鳴 鶴 會	鶴 峰 戊 申	別 府 詩 史	B六	一八〇	昭三一、二、二〇	久 家 常 蔵	石川 成章	臼 杵 小 鑑	A五		昭一四、二、五	古 今 書 院	菊池 幽芳	本邦温泉論考	B六	二二四	昭三、一、一五	如 山 堂 書 店	大塚 陸太郎	別府温泉繁昌記	B六	一二七	明四二、五、五	吐 鳳 堂 書 店	酒井 谷平	鉱泉気候療法論	A五	四八六	明三七、一、一八	一 葉 社	高安 真一	温 泉 療 養	A五	三五七	明九、二、二〇	朝 日 新 聞 社	不老 暢人	温 泉 の 医 学	三六	二七〇	昭一八、	龜の井遊覧バスK K	速見 郡役所	由布院めぐり解説	文庫	一一〇	昭一一、二、一〇	速見 郡 役 所		大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五							
寺 嶋 良 安	和漢三才図会 (縮刷)	B六	一四六三	明三九、一、二一	吉川 弘 文 館	由布院観光協会	豊府聞書 (写本)	和半	三冊		由布院観光協会	秋月 桂堂	由 布 院 温 泉	B六	一六		鳴 鶴 會	鶴 峰 戊 申	別 府 詩 史	B六	一八〇	昭三一、二、二〇	久 家 常 蔵	石川 成章	臼 杵 小 鑑	A五		昭一四、二、五	古 今 書 院	菊池 幽芳	本邦温泉論考	B六	二二四	昭三、一、一五	如 山 堂 書 店	大塚 陸太郎	別府温泉繁昌記	B六	一二七	明四二、五、五	吐 鳳 堂 書 店	酒井 谷平	鉱泉気候療法論	A五	四八六	明三七、一、一八	一 葉 社	高安 真一	温 泉 療 養	A五	三五七	明九、二、二〇	朝 日 新 聞 社	不老 暢人	温 泉 の 医 学	三六	二七〇	昭一八、	龜の井遊覧バスK K	速見 郡役所	由布院めぐり解説	文庫	一一〇	昭一一、二、一〇	速見 郡 役 所		大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五													
由布院観光協会	豊府聞書 (写本)	和半	三冊		由布院観光協会	秋月 桂堂	由 布 院 温 泉	B六	一六		鳴 鶴 會	鶴 峰 戊 申	別 府 詩 史	B六	一八〇	昭三一、二、二〇	久 家 常 蔵	石川 成章	臼 杵 小 鑑	A五		昭一四、二、五	古 今 書 院	菊池 幽芳	本邦温泉論考	B六	二二四	昭三、一、一五	如 山 堂 書 店	大塚 陸太郎	別府温泉繁昌記	B六	一二七	明四二、五、五	吐 鳳 堂 書 店	酒井 谷平	鉱泉気候療法論	A五	四八六	明三七、一、一八	一 葉 社	高安 真一	温 泉 療 養	A五	三五七	明九、二、二〇	朝 日 新 聞 社	不老 暢人	温 泉 の 医 学	三六	二七〇	昭一八、	龜の井遊覧バスK K	速見 郡役所	由布院めぐり解説	文庫	一一〇	昭一一、二、一〇	速見 郡 役 所		大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五																			
秋月 桂堂	由 布 院 温 泉	B六	一六		鳴 鶴 會	鶴 峰 戊 申	別 府 詩 史	B六	一八〇	昭三一、二、二〇	久 家 常 蔵	石川 成章	臼 杵 小 鑑	A五		昭一四、二、五	古 今 書 院	菊池 幽芳	本邦温泉論考	B六	二二四	昭三、一、一五	如 山 堂 書 店	大塚 陸太郎	別府温泉繁昌記	B六	一二七	明四二、五、五	吐 鳳 堂 書 店	酒井 谷平	鉱泉気候療法論	A五	四八六	明三七、一、一八	一 葉 社	高安 真一	温 泉 療 養	A五	三五七	明九、二、二〇	朝 日 新 聞 社	不老 暢人	温 泉 の 医 学	三六	二七〇	昭一八、	龜の井遊覧バスK K	速見 郡役所	由布院めぐり解説	文庫	一一〇	昭一一、二、一〇	速見 郡 役 所		大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五																									
鶴 峰 戊 申	別 府 詩 史	B六	一八〇	昭三一、二、二〇	久 家 常 蔵	石川 成章	臼 杵 小 鑑	A五		昭一四、二、五	古 今 書 院	菊池 幽芳	本邦温泉論考	B六	二二四	昭三、一、一五	如 山 堂 書 店	大塚 陸太郎	別府温泉繁昌記	B六	一二七	明四二、五、五	吐 鳳 堂 書 店	酒井 谷平	鉱泉気候療法論	A五	四八六	明三七、一、一八	一 葉 社	高安 真一	温 泉 療 養	A五	三五七	明九、二、二〇	朝 日 新 聞 社	不老 暢人	温 泉 の 医 学	三六	二七〇	昭一八、	龜の井遊覧バスK K	速見 郡役所	由布院めぐり解説	文庫	一一〇	昭一一、二、一〇	速見 郡 役 所		大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五																															
石川 成章	臼 杵 小 鑑	A五		昭一四、二、五	古 今 書 院	菊池 幽芳	本邦温泉論考	B六	二二四	昭三、一、一五	如 山 堂 書 店	大塚 陸太郎	別府温泉繁昌記	B六	一二七	明四二、五、五	吐 鳳 堂 書 店	酒井 谷平	鉱泉気候療法論	A五	四八六	明三七、一、一八	一 葉 社	高安 真一	温 泉 療 養	A五	三五七	明九、二、二〇	朝 日 新 聞 社	不老 暢人	温 泉 の 医 学	三六	二七〇	昭一八、	龜の井遊覧バスK K	速見 郡役所	由布院めぐり解説	文庫	一一〇	昭一一、二、一〇	速見 郡 役 所		大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五																																					
菊池 幽芳	本邦温泉論考	B六	二二四	昭三、一、一五	如 山 堂 書 店	大塚 陸太郎	別府温泉繁昌記	B六	一二七	明四二、五、五	吐 鳳 堂 書 店	酒井 谷平	鉱泉気候療法論	A五	四八六	明三七、一、一八	一 葉 社	高安 真一	温 泉 療 養	A五	三五七	明九、二、二〇	朝 日 新 聞 社	不老 暢人	温 泉 の 医 学	三六	二七〇	昭一八、	龜の井遊覧バスK K	速見 郡役所	由布院めぐり解説	文庫	一一〇	昭一一、二、一〇	速見 郡 役 所		大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五																																											
大塚 陸太郎	別府温泉繁昌記	B六	一二七	明四二、五、五	吐 鳳 堂 書 店	酒井 谷平	鉱泉気候療法論	A五	四八六	明三七、一、一八	一 葉 社	高安 真一	温 泉 療 養	A五	三五七	明九、二、二〇	朝 日 新 聞 社	不老 暢人	温 泉 の 医 学	三六	二七〇	昭一八、	龜の井遊覧バスK K	速見 郡役所	由布院めぐり解説	文庫	一一〇	昭一一、二、一〇	速見 郡 役 所		大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五																																																	
酒井 谷平	鉱泉気候療法論	A五	四八六	明三七、一、一八	一 葉 社	高安 真一	温 泉 療 養	A五	三五七	明九、二、二〇	朝 日 新 聞 社	不老 暢人	温 泉 の 医 学	三六	二七〇	昭一八、	龜の井遊覧バスK K	速見 郡役所	由布院めぐり解説	文庫	一一〇	昭一一、二、一〇	速見 郡 役 所		大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五																																																							
高安 真一	温 泉 療 養	A五	三五七	明九、二、二〇	朝 日 新 聞 社	不老 暢人	温 泉 の 医 学	三六	二七〇	昭一八、	龜の井遊覧バスK K	速見 郡役所	由布院めぐり解説	文庫	一一〇	昭一一、二、一〇	速見 郡 役 所		大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五																																																													
不老 暢人	温 泉 の 医 学	三六	二七〇	昭一八、	龜の井遊覧バスK K	速見 郡役所	由布院めぐり解説	文庫	一一〇	昭一一、二、一〇	速見 郡 役 所		大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五																																																																			
速見 郡役所	由布院めぐり解説	文庫	一一〇	昭一一、二、一〇	速見 郡 役 所		大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五																																																																									
	大分県速見郡案内	三六		大一二、四、二五																																																																															

御詫 健康を害し、心境変化、予定した調査研究も出来ず折角集めた資料も活用せず、甚だ推敲の足らぬ杜撰極まる未定稿を提出して各位の御批判を仰ぐことの心苦しさ、心中甚だ慙懣たるものを感じ恐縮している次第である。